

第 7 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

| | | | | |
|-----------------|--------------------------|-------------|-----|-----------|
| 召集年月日 | 平成15年11月13日(木曜日) 午後2時00分 | | | |
| 召集の場所 | 花山村石楠花センター | | | |
| 開閉会の日時 及び宣告人 | 開会 平成15年11月13日(木)午後2時00分 | 会 長 菅 原 郁 夫 | | |
| | 閉会 平成15年11月13日(木)午後5時21分 | 副会長 佐々木 幸 一 | | |
| 出 席 者 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | 会 長 | 菅 原 郁 夫 | 委 員 | 長谷川 厚 子 |
| | 副 会 長 | 佐 々 木 幸 一 | " | 白 鳥 英 敏 |
| | 委 員 | 大 関 健 一 | " | 三 浦 徹 也 |
| | " | 中 嶋 次 男 | " | 中 嶋 太 一 |
| | " | 佐 藤 覚 次 郎 | " | 高 橋 伸 幸 |
| | " | 山 田 悦 郎 | " | 佐 藤 多 恵 子 |
| | " | 葛 岡 重 利 | " | 武 田 正 道 |
| | " | 鹿 野 清 一 | " | 海 老 田 慶 子 |
| | " | 佐 藤 千 昭 | " | 白 鳥 文 雄 |
| | " | 石 川 正 運 | " | 山 村 喜 久 夫 |
| | " | 千 葉 久 | " | 佐 々 木 昭 雄 |
| | " | 千 葉 伍 郎 | " | 津 藤 國 男 |
| | " | 太 斎 俊 夫 | " | 須 藤 茂 |
| | " | 佐 藤 幸 生 | " | 伊 藤 竹 志 |
| | " | 石 川 憲 昭 | " | 後 藤 和 廣 |
| | " | 佐 藤 重 美 | " | 飯 田 明 |
| | " | 佐 々 木 幸 一 | " | 千 葉 和 恵 |
| | " | 佐 々 木 幸 男 | " | 中 條 彦 登 |
| | " | 大 内 朗 | " | 佐 藤 利 郎 |
| | " | 菅 原 登 | " | 藤 橋 俊 五 |
| | " | 小 岩 誠 二 | " | 鈴 木 国 雄 |
| | " | 高 橋 光 治 | | |
| " | 菅 原 佑 | | | |
| " | 遠 藤 實 | | | |
| " | 中 鉢 泰 一 | | | |
| " | 茂 泉 文 男 | | | |

| | | | | |
|---------|--------------|----------|--------|---------|
| 欠席者 | 副会長 | 千葉 徳 穂 | " | 佐藤 平 義 |
| | " | 佐藤 小 弥 太 | " | 高橋 義 雄 |
| | " | 鈴木 守 | " | 白鳥 一 彦 |
| その他出席者 | 幹事長 | 大場 秀 也 | 計画第2班長 | 菅原 昭 憲 |
| | 副幹事長 | 佐藤 重 博 | 調整第1班長 | 鈴木 秀 博 |
| | 総務部会長 | 高橋 健 一 | 調整第2班長 | 小野寺 桂 一 |
| | 上下水道部会 | 三浦 悟 | 総務第1班員 | 武田 利喜夫 |
| | 事務局長 | 鈴木 正 志 | 総務第1班員 | 千田 達 |
| | 次長(総務担当) | 阿部 貴 夫 | 総務第2班員 | 佐々木 貴 徳 |
| | 次長(計画担当) | 二階堂 秀 紀 | 総務第2班員 | 伊藤 大 輔 |
| | 次長(調整担当) | 千葉 浩 文 | 計画第2班員 | 菅原 功 |
| | 次長(調整担当) | 濁沼 栄 一 | 計画第2班員 | 千葉 恒 男 |
| | 総務第1班長 | 千葉 雅 樹 | 調整第1班員 | 千葉 和 義 |
| | 総務第2班長 | 小野寺 世 洋 | 調整第1班員 | 片倉 茂 |
| | 計画第1班長 | 高橋 正 淑 | | |
| 会議の概要 | 別紙のとおり | | | |
| 会議録署名委員 | 委 員 | 佐藤 幸 生 | 委 員 | 佐藤 重 美 |
| 傍 聴 | 一般 20名 報道 3社 | | | |

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項
 - 協議第21号の2
 - 協議第22号 上水道事業について
 - 協議第23号 下水堂事業について
- 6 提案事項
 - 協議第24号 町名、字名の取扱いについて
 - 協議第25号 学校教育事業について
 - 協議第26号 障害者福祉事業について
 - 協議第27号 新市建設計画(第3章 建設の基本方針)について
- 7 その他
- 8 閉 会

1. 開 会 午後2時00分

○鈴木事務局長 それでは、開会前に改めて資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日配付しております資料は、まず次第、それから協議第24号から協議第27号まで、それからまちづくり住民意向調査の報告書、住民ワークショップ提言書、名称募集集計結果表を配付してごさいますし、既に委員さん方には事前に配付しております協議21号 新市建設計画の序論の検討資料ということで配付してごさいます。

本日は、その事前配付された検討資料、それから前回継続協議となりました協議第21号の新市建設計画第1章・第2章、そして前回提案してごさいます協議第22号、第23号の資料を使用いたしたいと思ひます。

それで、傍聴の皆様も含めてお願いしてごさいますけれども、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいと思ひます。

それでは、ただ今から第7回栗原地域合併協議会を開催いたしたいと思ひます。

2. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、協議会の菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 一言、開会に当たりまして、私からご挨拶を申し上げます。

第7回栗原地域合併協議会の開会をいたしました。

本日は、花山村さんにいろんなことで諸準備、会場のご提供等、大変ご迷惑をおかけいたしました。厚くお礼を申し上げます。本当に、大変ありがとうございました。

さて、7月1日に発足いたしましたこの法定協、本日第7回目の協議会を開会するという事になった訳でごさいます。その間にありまして、協議会が主催をいたしましたいろいろな諸行事があるわけでごさいます。その中で協議会委員の、いわゆる研修ということで、既に9月30日と10月1日、これはさぬき市の方に委員の方々参りまして、いろいろと先進例の研修に勤めてまいりました。

それから一昨日、きのうと第2班、これが……、もとい、9月30日、10月1日は篠山でごさいます。篠山市に行って研修をしてまいりましたし、一昨日きのうと2日間にわたりましてはさぬき市の方に参りまして、大変濃密な研修をしてまいりました。大変強行な日程ではごさいましたが、委員の皆様方にご協力を賜りまして、2班の研修が終わりまして残す3班目、これは南アルプス市に今度は研修に参る所存になっておりますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げてまいりたいと思ひます。

なお、また今、資料の配付の中で局長の方からいろいろとお話ごさいました。いろいろと回数を重ねるに従ひまして、いろんな重要な協議事項が出てまいります。委員の皆様方にはご苦勞をおかけいたしますが、できるだけ委員の皆さんのご勉強によりまして、できるだけこの協議内容、論議をいたしまして、この合併に向けての、いわゆる成果ある協議にしてまいりたいと思ひますので、よろしくひとつお願ひを申し上げる次第でごさいます。

以上、開会に当たりまして、会長から開会の挨拶を申し上げまして、皆様方の今後なお一層のご勉強を賜りたいというふうにお願ひをいたしますので、よろしくお願ひを申し上げて、会長からの開会の挨拶といたし

ます。

○**鈴木事務局長** それでは、これより協議に入りますけれども、本日欠席の届をいただいておりますのは、副会長であります築館町の千葉町長さん、それから金成町の佐藤町長さん、それから築館町の鈴木守委員さん、若柳町の佐藤平義委員さん、高橋義雄委員さん、志波姫町の白鳥一彦委員さんでございます。なお、築館町の白鳥英敏委員さんについては、所用のため遅れるということでございます。

ということで、協議会規約に定める定足数を超過しておりますので、ただ今から開会をしてみたいと思います。

それでは、規約によりまして会長が議長になるということになっておりますので、議事進行につきましては菅原会長にお願いをいたしたいと思います。

○**議長** それでは、ただ今から開会するわけでございますが、築館町の町長さんと金成町の町長さん、栗原地域医療組合の理事長である築館の町長さんと理事長職務代理者でございます金成の町長さんは、本日2時過ぎから県議会議員の地域医療対策特別委員会の方々が中央病院を視察するというところで、そちらの方に対応しなければならないということで、欠席をいたしておりますのでご了承下さい。なお、若柳町の佐藤、高橋両議員さん方は火曜日に告示されて、きょうは若柳町の議会議員選挙3日目を迎えております。最中でございますので、欠席をいたしております。ひとつよろしくお願ひします。

それでは、ただ今から第7回合併協議会の会議を開会いたします。

本日の会議日程につきましては、皆さんのお手元に差し上げております次第に従いながら進めてまいりますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

3. 会議録署名委員の指名

○**議長** それでは、3番目の会議録署名委員の指名についてでございますが、会長の方から例によって指名することにしてご異議ございませんね。

(「異議なし」の声)

○**議長** それでは、異議なしと認めます。それでは指名いたします。

高清水町の佐藤幸生委員、それから一迫町の佐藤重美委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

4. 協議事項

○**議長** それでは4番目の協議事項に入ります。

去る10月30日に開会いたしました第6回の栗原地域の合併協議会の中で、協議第21号としてご提案申し上げました新市建設計画(第1章序論 第2章の新市の概況)について、いろいろと委員の皆様方からご意見がございまして、これを継続審議をするということで、これを持ち越しました。

その後、事務局等で幹事会等を開催いたしまして、いろいろと前にご提案したものを訂正といいますか、いわゆる内容等検討いたしまして、再度提案いたしまして、町村長会議におきましても検討いたし

まして、これを再度今回ご提案申し上げて、これらを成案していきたいというようなことで、協議していきたいというようなことで、皆さん方にあらかじめそれらの訂正したものをご配付いたしております。このことについてこれから協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

協議第21号の2 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）について

○議長 それでは、協議第21号の2 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）についてを協議議題にいたします。

前もって皆さん方にご配付を申し上げておる訳でございますが、この内容を簡単に事務局の方から説明をいたさせますので、ひとつお聞き取り願ひたいと思ひます。

はい、説明して下さい。

○二階堂事務局次長 それでは、第1章序論、第2章新市の概況につきまして、検討資料ということで皆様方に前配付しておりました資料に基づきましてご説明をいたしたいと思ひます。

まず、1ページ目ですが、前回の第6回の協議会の意見、さらにはその対応ということでまとめた物が1ページ目でございます。

1枚めくっていただきまして、「第1章 序論—はじめに—」ということでございます。

この部分ですが、意見の中にこの南部の表現、南部栗原の、南部地域の表現も加えて欲しいといった意見等がございました。その意見を踏まえまして、1ページの上の方に下線部分がございますが、このように訂正をしたいということ。それで、ここは前の提案のときは、金成耕土からこの水系、これがセットでの文章表現になっておった訳ですが、南部の水系を加えることによって文章が続かなくなりますので、それぞれ前述・後述、このように二つの水系、二つの文章に分けて訂正、提案をしたいというものです。ちょっと読み上げたいと思ひますが、2行目からです。「栗駒山を有しており、」とあったわけですが、「そこから、東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成しています」という一つの文章で区切っております。

そして、次が水系でございますが、「また、本地域は二迫川、三迫川などを支流とする迫川や善光寺川、透川などを支流とする小山田川が沿岸に広がる肥沃な耕地を潤しています」と、このように二つの文章でこの部分を提案をしていきたいというものでございます。

それから、二つ目が1ページの下の方の下線の部分でございます。

表現をもっとグローバルにといったことでのご意見があった訳ですが、この部分も二つに大きく文章を分けまして提案をしたいというものです。それで、最初の方の下線部分ですが、ここはちょっと読み上げますが、「これら地域」、いわゆる周辺地域でございますが、「これら地域との地域間競争への対応も必要とされますが、生活圏としての連携のほか、防災対策の連携や広域観光ルートの開発など多分野にわたる地域間連携の充実を図ることも課題となります」ということで、まず地域間連携の課題を謳ってございます。

その次が分けた部分ですけれども、なおかつグローバルに考えたところでございます。「これらの課題を解決し、定住社会として安定した地域振興を図るため、町村合併が有効な手段として捉え、将来的には宮城県北部の中核都市から東北地方を代表する交流都市への飛躍を展望しつつ、より良いまちづくりを進めていきます」ということで、東北地方を意識した表現ということで訂正をし、提案をしていき

たいというものでございます。

次、資料をめぐっていただきまして、3ページでございます。

(4)の「行財政基盤の強化」の表現でございました。「将来構想のとき表現した部分が入っていない」といったことのご意見もあったわけでございますが。

まず、最初の2行につきましては、これは将来構想には入っておりませんが新たに追加した部分でございまして、国・地方におけるこの財政の厳しい状況、これを表したものでございます。

3行目から下線部分の前までは、将来構想と内容、同じ内容で言葉は若干一部違いますけれども、内容的には同じ表現ということでございます。

最後に、その下3行の下線部分。この部分が前回提案のとき入っておらなかった訳でございますが、この部分は「合併の必要性」という項目でございまして、この3行は行財政基盤の強化を進める上での具体的な手法、方法を表したもので、あえて入れなかったということでございましたが、その方法を、必要性と方法を併記することで合併の必要性を強く訴えるということから、この3行を挿入してはどうかという提案でございました。推進協議会と同じ文言、文章になるというものでございます。

次に、(5)「広域的な施設整備」でございます。

この部分は、建設計画の第5章のところで「広域的施設の適正配置と整備」という章がございまして、ここで謳うといったことから外しておった訳でございますけれども、合併の必要性ということで将来構想でも認めていただいているということから、必要性は必要性、第5章は第5章という形で考えまして、この部分も挿入をするという提案でございます。

以上でございます。

失礼しました。ちょっと戻っていただきまして、1枚目を開いていただきたいんですが、もう一つご意見があった訳ですが、第2章の広域的施設の郡内の地図に各公共的施設の配置をプロットしたものがあつた訳ですが、その際4号線バイパス、これを点線に入れてはどうかといった提案があつた訳でございます。こちらでも、事務局でも確認したんでございますが4号バイパス、これの方線、方線の「方」が…、放射線の「放」になっています、済みません、方向の「方」に訂正をお願いしたいと思います。方線がまだ決まっていないと。南側の入り口部分は、もう工事が始まって決まっておる訳ですが、北側の4号線との接する部分、その部分がまだ決まっていないということで、確かな方線が決まっていないためにここは入れるべきではないというふうに考えた訳です。

ただし、今後いろんな協議の中で郡内の地図を出す場合、将来構想等、事業計画等、そういった場合に地図の提示が必要な場合は計画路線といいますか、そのバイパスを意識した計画といったことになった場合は表示をしていくといったことで、今後はそのような方向で考えていきたいということでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長　それでは、新市建設計画の第1章、第2章について、ご指摘等なされた分野について、文章的表现を今説明したとおり訂正をして原案というふうなことで、ひとつお認めください。

それでは、第1章と第2章でございますので、まずもって第1章について皆様方からいろいろご意見等承ってまいりたいと思います。

第1章について、ただ今担当の者から説明いたしました。この内容でいかがでしょうか、何か。

はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　これから、この今言われました第1章以下、第5章までであるわけですがけれども、この間もお話をしましたけれども、この推進協議会における将来構想と今回出されます新市の建設計画の整合性が、どうも私は何回読んでもしっくりしません。ましてや、今回のようにばらばらに章ごとに提案してまいりますので、先ほど言いましたように、また、前回質問いたしましたように、今回が新たに5章にあるやつをこの1章の方に持ってきて追加をしていただきましたけれども、どうもやっぱり最後まで、そうしますとこの文章全体というのは、まだ事務レベルで検討中のために出せないのかどうかですね。そうでないと、この新市建設計画の全貌を見ながらお話をしていけないと、大事なことでありますので、私は非常に節々でこの将来構想等見定めているんですが、何を言おうとしているのか、どうもやっぱり私は理解できません。

これは会長、お願いなんです、コンサルにはお願いしているんだと思うんですが、本当にこの事務レベルでこの内容を叩いて、そして町村長会議も開いて我々に提案をしているとするならば、先ほど申し上げましたような事項については、本当は自信を持って答弁をしていただきたいんですよね。そんなに簡単に文言が修正、挿入されるというような建設計画であっては、私はどうも納得しかねる訳です。

したがって、まず基本になります推進協議会で確認をいたしました合併将来構想の関係と、今審議をしている最中であります建設計画との整合性というものはどのように理解をすればいいのか。まず、前段でそこをお聞かせ下さい。

○議長　はい、いいですか、事務局。今の整合性。

○二階堂事務局次長　新市建設計画の策定の基本方針でも謳っておりましたが、推進協議会で策定をいたしました将来構想を基本にいたしまして、それに住民の声を聞きながら新市建設計画を策定をしていくといった方針があった訳でございます。

今回、新市建設計画を作成する場合、1章、2章につきましては、まちづくり検討委員会等でも検討をしていながら提案をしてきたと。その前に、事務局なり幹事会、町村長会議でも検討してまいりまして提案をしているものです。それにまちづくり検討委員さん方の意見もそれぞれまとめてご提示をしておりますが、そういった経過を踏まえて提案をしているというものでございますので、将来構想がそのまま建設計画になるかといえば、そこにはまた別ないろんな方々の意見が入ってきますので、若干変わってくることもあるというふうに捉えております。

○議長　はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員　栗駒の千葉ですが、もう1回お尋ねをします。

そういう考え方で紆余曲折があって、その都度章ごとに提案をされてくるものだというふうに理解をした上に立って質問をするんですが、先ほど来言っているように、5章まで議論した結果、つじつまが合うのかということをお心配をします。少なくともそうだとするならば、私はまちづくり検討委員会などの意見なども入れてやるというのであれば、まちづくり検討委員会の一定の仕上がりを持って全体像を示した上で、5章なら5章まで、全体像を仕上げた段階でこの協議会にかけなければ、そっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしているという話になりはしないかというふうに私は思っています。別なことでも質問する項目持っているんですが、どうもやっぱりこの協議会そのものの結論が、今まで見ても分かりますように、ほとんど新市になってからの先送りに全部なっています。

従って、建設計画そのものも節々を見ますと、新しい市に引き継ぐというような形になりますと、新市建設計画ができてから住民と話をし、「こういう状況だけでも合併良し」という答えをいただくのか、「いやだめだ」という答えをいただくことにするとしても、住民に持ち帰る材料そのものが極めて乏しい訳です。ましてや、この新市建設計画がぼつぼつと切った中で提案をされますから、どうしてもやっぱりこの1章から5章までの一貫性というものが、文章の中から最後にならないと見えないという状況になって、審議するのに私は大変苦勞しているところです。

意見は意見としてそういう方向でやると言うんでありますれば、少なくともまちづくり検討委員会は、今どの程度まで進んでいるのか、あるいはどの程度まで日数を要しているのか、これから要そうとしているのか、その辺も踏み込んでお聞かせをいただきたい。

○議長　それでは、まずもって後段の方の内容について、まちづくり検討委員会のあり方、検討項目、これらについて事務局の方から答弁してください。

○二階堂事務局次長　まちづくり検討委員会はこれまで3回開催をしましてまいりました。その中で、第1章、第2章、第3章まで検討をいただけてきました。今回、第3章の建設の基本方針については、本日も提案をする訳でございます。今、事務局の方で第4章の建設計画をまとめてございます。これがまとめ次第、今月末ころに次のまちづくり検討委員会を開催いたしまして、いろいろご意見を聞くというような予定になってございます。

それで、第1章から第6章までである訳ですが、事務局でもその第1章から第6章までのつじつまの合うような計画をつくっていききたいという、そういう意識でももちろんやっておりますし、章ごとに協議会に提案をしている訳ですけれども、最後にはもう一度全体を見渡した協議といった機会もひとつお願いをしたいなというふうに考えている所でございます。

以上です。

○議長　今、千葉委員からいろいろご質問がございました。

何せまだ検討しておらない各章があるようでございますので、結果的にはこのように検討された第1章から第2章、そしてまた今日は第3章を皆さんにご説明して、次の会議でこれを検討していただくということになりますが、どうかひとつ、今千葉委員さんがおっしゃることもその通りでございますが、現段階として幹事会等で審議する内容がこのように章ごとに検討しておるということでございますので、各章ごとに審議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか皆さん、よろしゅうございますか。（「はい」の声）大変申し訳ございませんが、そのようにひとつご了承ください。千葉委員さん、よろしくひとつ、ご了承ください。

それでは、そのような方法で進めさせていただきます。

第1章・2章でございますが、この第1章について、千葉委員さんがいろいろご意見がございました。そのほか、何かございますか。はい、どうぞ、武田委員。

○武田正道委員　高清水の武田です。

第1章4番……、3番ですか、4番ですね、4番の「行財政基盤の強化」の最後に3行がつけ加えられました。私も、この「栗原地域合併将来構想」を読み直してみたんですけれども、これが作られた時点では、例えば私は今、新市の事務所の位置の小委員会に参加しておりますけれども、新市の位置の問題とか議員定数の問題とかは、恐らくよく決まらない段階での将来構想であったと思いますので、今回

の建設計画との整合性は必ずしも一致しなくても、これはしょうがないものであるのではないかと思います。

それで、今の加えた3行ですが、「そのためには、市内に同一機能の施設を重複して運営するのではなく」云々とあります。今、新市の事務所の位置等検討小委員会では、各町村総合支所という意見も多数を占めており、そのように決まる可能性もあります。そういった場合には、この文言との整合性はとれなくなってしまうのではないかと思いますので、この辺はもう少し先まで決定しないで先送りにしていただけないかなと思うのですけれども。

○議長 事務局、この「同一機能」という解釈の内容でございますが、今、武田委員から、いわゆる総合支所的なもの、これは同一機能ではないかというふうなことだが、その点何か考え、ひとつありましたら説明してください。

○二階堂事務局次長 はい。ここでの「同一機能の施設」というのは、役所、市役所、支所等のものではなくて、例えば体育館であるとか文化会館とか、そういったスポーツ文化施設、10カ町村見渡しても同じような施設がございますし、その辺の施設の運営といたしますか、そういったことでの見直しを図る、図っての効率化といったものを指すものでございまして、支所、総合支所、そういったものではございません。

○議長 よろしゅうございますか。はい。

そのほか、ご意見ございませんか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 少ししつこくなりますがね……、資料11ページ。

○議長 11ページは将来構想の11ページですか。

○千葉伍郎委員 第1章の5の「交通基盤」、11ページになります。よろしいでしょうか。いいですか。

そこの交通基盤のところでお尋ねをいたします。

この将来構想、推進協議会の将来構想の5の2では、「道路交通網交通ネットワーク整備の推進」というところで、この文言に当たるのかなというふうに私は対比をしてお質問をする訳ですが、こちらの推進協の際の将来構想では、交通問題について踏み込んで議論をしております。例えば、5の3、22ページになりますが、「これらの公共交通機関は、栗原中央病院などの各医療施設・学校・その他公共施設などの通勤・通学・通院における新市の交通動態を把握した上、採算性のみならず地域住民の生活の足として、また観光客の足として役割を十分考慮し、交通ネットワークの整備を図る」と、こういうふうに将来構想の中では定義付けております。

こちらの11ページの交通基盤整備、同じ状況の中で新市になったらどういう形になるんだという交通基盤整備の中では見てお分りのとおり、現状把握にとどまっております。これは、まちづくり検討委員会の中でも議論された結果がこういうふうになったというんでしょうけれども、この新市建設のプロジェクトになっております将来構想では第5章で取扱っておりますが、これと今、第1章で取扱う交通基盤という項目との整合性というのがどのように捉えられていいのかどうか、ここのところを聞かせてください。

○議長 はい、どうぞ。

○二階堂事務局次長 まず、前回21号で提案いたしました11ページの交通基盤。この部分は4ペ

ージ、第2章「新市の概況」とありますが、これは合併時の新市の概況でございます。ですから、合併した時点での交通基盤は現在とほぼ変わらないと思いますが、このような状況ですというものです。

それで、将来構想で出しましたが、5の2ページの「道路交通網、交通ネットワーク整備の推進」。これはいろいろな事業を行った上で、このようなまちづくりをしていくという将来構想の、5の1ページに「第5章 新市建設のための重点プロジェクト」とありますが、こういった事業を進めていきたいという計画の部分でございます。現在提案しているのは概況でございますので、現在の姿という表現になってございますので、この将来構想、道路交通網、交通ネットワーク整備の推進につきましては今回も第3章で提案しますが、具体的には第4章でそういった事業が出てくるという作りになってございます。第2章は概況と、現在の概況ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 よろしゅうございますか。（「了解」の声）はい。

それでは、第1章は以上とおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、第1章は以上で終わります。

次に、第2章に入ります。

第2章について、ご意見等ございます方、お願いしたいと思っております。何かございませんか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、第2章についても以上とおりで、挿入したものをもって原案として、協議を終わることにいたします。

それでは、継続審議をしておりました建設計画第1章・2章の検討については、以上でもって終わります。

引き続きまして、本日の協議次第に従いまして、次に入ります。

協議第22号 上水道事業について

○議長 協議第22号 上水道事業についてを協議議題に供します。

これは、第6回目の際にお渡しをいたしております資料によってご意見等承ります。

22号でございます。この協議22号 上水道事業について、事務局の方では特に説明する事項がないということでございます。前回説明をいたしたとおりでございます。大分細かい点まで入っておりますが、このことについてご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ、佐藤委員。

○佐藤利郎委員 花山村の佐藤でございます。

上水道事業ですけれども、この③の「水道料金」、この項目についてちょっと質問と要望をしたいと思っております。

皆さんご存じだと思うんですけれども、この資料を見まして、水道料金は各町村、大分違っておりますということはこの間説明がございました。確かにそのとおり、花山村の場合、基本料金が1,680円。一番高いところで高清水町さんで、基本料金が2,800円と約2倍ぐらいの開きがございます。

その中で、ちょっと計算をいろいろしてみたんですが、新市になった場合の料金設定なんですが、築館町の基準にするということでありましたよね。まずそれを、その辺、ちょっとお願いします。でしたよね、はい、確認です。

その計算でいきますと花山村の場合、いろいろ調べてみたんですけども、大分上がるんじゃないかという村民の意見、それから皆さん一番不安に思っている点がございました。花山村の場合は水源でもありますし、水は湧水を利用しているんです、花山村の場合は。いわゆる「湧き水」ですね。それが、高いところにほとんどあるんですよ、その水源地が。そのために、供給する場合でも全て流下式というか、流せばもうそこへ行っちゃうというような形の方式をとっているんです。そのためにこういう、水道料金が安いという状態で運営できるという形の部分がありました。

それを踏まえて計算してみたんですけども標準家庭で、夕べちょっと計算したんですけども、標準家庭で例えば……、ちょっとお待ち下さいね。15トンあるいは30トン、100トンという部分でちょっと調べてみたんですよ。そうしたならば、花山村では牛とかいろんなやつを飼っている人も上水道を使っているんですよ。牛に飲ませる水も全て上水道という人が多いんです。そのために、ちょっと調べたところでは、多い人で130何トン使っているんです。大体計算しますと、2万と3~4,000円ぐらい。それを計算していくと、2,000円ぐらいしか上がらないんですけども、ただし段階的な形で例えば調整すると書いていますけれども、例えば一番高い高清水町さんなんかで計算しますと約倍、何と申しますか、花山村で2,000円高くなるんですけども、高清水町さんでもし調整していった場合、低くした方がいいんですよ、もちろん。事業としては安い料金設定するというのが基準ですから低い料金にするということで、高清水町さんとかを一番安い築館町さんに合わせた場合、経済的な負担というんですか、花山村は2,000円なんですけれども、15トンの場合だと高清水町さんの場合1,265円マイナス、花山村が1,235円のプラス、比較すると2,500円の経済的な負担という形。30トンの場合だとこれは4,000円、それが牛飼っている人で、例えば少なめにして100トンに計算した場合ですと1万1,000円の格差が出るんです。

そういう状況を考えて、昨日もちょっといろいろ言葉とか、いろんなやつでちょっと分からない点があったんですけども、水道料金を、例えば聞いた話で「不均一料金設定」とかそういう形とか、長期的な展望をしながら段階的に調整するとか、そういう状態があるかどうかを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 はい、わかりました。

それでは、このことについては大分幹事会、また町村長会議でもいろいろと問題がありました。そのことについて、担当の方から詳細に説明をいたさせます。

○濁沼事務局次長 お答えをいたします。

初めに、先ほどご質問の中で、「水道料金を築館町の料金体系にする」というお話がありましたが、そうではありません。これは前回お話を、説明をさせていただきました。料金体系については、新市において調整をするということで、築館町の料金に合わせるということはお説明しておりません。ただ、極端に低い町村、例えば花山村さん、それから鶯沢町さんについては、段階的に引き上げざるを得ないだろうという部分であります。それで、今お話しがあったように、確かに花山村さんについては、基本的には自然流下方式、一部動力を使っている部分がありますが自然流下方式であるよということ。それ

から、非常に川上にあるがために濁りのない湧水を、全て湧水から水源を求めているということで、水道そのものの水が極めてきれいな水であるということ等がありまして、そういうその特殊な事情から花山村さんについては料金が低いという部分であります。

それから、鶯沢町さんについては、旧細倉鉦山の原町浄水場から分水を受けているということで、これは使用料を払って水を買っているということでこれも特殊な事情で、この二つの町村については非常に、ご覧いただいて分かりますが、2町ともほかの町村と比べて非常に低い水道料金という部分があります。この2町村については、やはり特質的なその料金体系の理由があるだろうということでもあります。

それで、前にもお話ししたんですが、これは新市において、これは上水道・簡易水道も含めて、前回の提案の中でもご説明をいたしました。上水道・簡易水道あわせて考えますと、一番低い花山村さんと一番高い瀬峰町さんの料金体系、料金格差は2.6倍になっていますというお話をいたしました。それから、上水道だけをとお話ししますと、築館町さんと一番高い瀬峰町さんの料金が1.6倍、簡易水道料金を例にとりますと、花山村と高清水町の料金格差は2.3倍という部分で、これはやはり急激に、一気にその統一料金にもっていくのは難しいだろうと。これは新市において、料金については調整をしていく必要があるだろうということで対応をさせていただきました。

それから、どうして段階的な料金見直しをしても、将来的には栗原一本の料金体系をとらざるを得ないのかという部分については、これも前回説明をさせていただきました。もう一度繰り返してご説明をさせていただきます。

これは、今事業をやっている町村、まだありますけれども、最終的には18年度ごろに事業が完了するのかなということで、これはその上水道の大臣認可の関係なんです、上水道の例をとりますと、今、圏域には築館町・若柳町・栗駒町・瀬峰町・志波姫町の5町村が、上水道事業がございます。これは水道事業認可も含めて、基本的には「上水道事業会計は自治体一つ」というのが基本であります。そういう中で今お話ししましたように五つの上水事業がありますが、これは新市において一つにせざるを得ない部分があります。この部分は前回もお話ししましたように、19年度ごろに事業認可も含めて事業の見直しの中で新しい計画を作っていくようになるだろうということで、そうしますとそれを踏まえて20年ごろからは、新市の料金は一本化にせざるを得ないのかなという感じがいたします。ただ、この段階までについては、低い町村さんについては、段階的に見直しをしながら、急激な水道料金の引き上げを避けるという部分で調整をしていくということで、前回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長 はい、今、説明いたしました。いかがですか。ありましたら、またお願いします。

○佐藤利郎委員 今、確認も含めてだったんですけども、やはり花山村はそういう時点で大分住民も不安を持っております。その辺を確認して行って、皆さんのあれですね、協力を得ながらやればいいんじゃないかと思えます。ありがとうございます。

○議長 はい、それではそのとおり、ひとつご了承下さい。

そのほか、上水道。はい、石川さん、石川委員。

○石川憲昭委員 一迫町の石川でございます。

私は、手数料のことについてちょっとお尋ねしたいんですが、これもかなりばらつきが、年間予算の

大きい町の方は2万円と、それから小さい方はばらばらであると。特に志波姫町さんなんかは3,000円というふうに、非常に桁はずれであるんですが、これは町の方でこの部分を負担しているのかなというふうな考えをする訳でございますけれども、平均的な面からすれば、今、佐藤さんもおっしゃったように低い方に持っていく方が当然だろうというふうに思うんですが、この2万円と設定したひとつの内容についてご説明をお願いしたいと思ひますし、これは中間ころはなぜとれなかったのかなというふうに思うんですが、それについてひとつ、ご説明をお願いしたいと思ひます。

○議長 はい、手数料について説明してください。

○濁沼事務局次長 これは、前回もご説明をさせていただきました。

これは、住民の皆さんが直接負担する部分ではなくて、今までですと各町の水道事業の公認店なりという業者さんがおったんですが、その業者さんがいろんな事業をする場合に、業者さんが直接町の方に支払う手数料の関係がほとんどであります。でありますから、この部分については、町民の皆さんが直接懐からこういう金額で負担をしていくという部分は極めて少ないのかなということで、この部分については水道工事業者が町に支払う手数料がほとんどであります。

○議長 石川委員、いいですか。はい、どうぞ。

○石川憲昭委員 業者というような話がありますけれども、業者が支払う額についても、非常にこれは不均衡な額に思えてならないんですけれども。「業者だから何ぼでもいい」ということではないよな気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 はい、説明。

○濁沼事務局次長 これは例えば、指定給水装置工事業業者認定指定手数料と、一番上の2万円を見ていただきますが、これまでは一つの業者さんが郡内10カ町村でいろんな仕事をするという場合には、10カ町村にそれぞれこの手数料を支払うようになっていきます。ただ、これが新市になりますと当然自治体は一つになりますから、今まで10の町村に支払っていた手数料が一つになるということで、別な言い方をしますと、業者さんの手数料負担というものが軽減されるのかなというよな感じがいたします。

○議長 今の説明でよろしゅうございますか。（「はい」の声）

はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 栗駒町の千葉です。

この調整方針、内容についての質問をいたします。

この上水道も簡易水道も同じような表現になっておりますが、この現行のまま、いわゆる上水道事業計画、簡易水道事業計画については現行のまま新市に引き継ぐものとする、ということになりますと、今現在計画しているものは新市になっても調整なくしてそのまま事業が行われるものだというふうに理解をしいいのかどうか。私は、そうではないのではないかと思ひます。少なくとも現行のものは新市に引き継ぎ、そして新市の中で調整計画をするというぐらにならないと。駆け込みの話はないでしょうか。私は、非常にその辺を心配をいたします。特に上水道は、ご案内のとおり企業会計であります。この上水道を持っております、この各町村ごとの企業会計にするのか、いずれ先ほど来言われているように料金を一本化をするということになりますと、上水道5町ですか、上水道5町ありますが、この5町はいずれ一つの企業会計の中に処理しようとする方針なのかどうか、そこまで踏み込んで

お聞かせをいただきたい。

その次には、この3番目の「当分の間現行どおりとし」云々というのは、先ほど答弁がありましたように料金体系は19年度ごろから一本化をすると、このように再度理解をしていいのかどうか、再度確認をしていきたい。

それから、4、5の加入金・手数料についてであります。いずれも次の表のとおり合併までに調整をすると、こういう表現になっています。そうしますと、合併時までに調整をするということですから、協議会が関わっていきなかつちやならない事項だと私は思っています。これは、ほかの協議事項にも幾つかございますが、「合併時まで」という表現になっていますが、そうしますと協議会との関わりをどのようにするのか、再度固まった時点でこの4番・5番は、いずれ協議会に付されるものというふうに理解をしていいかどうか。

以上です。

○議長 はい、今の質問内容について、答弁。

○濁沼事務局次長 今、各町村で持っています上水道事業計画、それから簡易水道事業計画は、今ご質問のとおり継続して新市にそのまま引き継ぐということでありまして。今やっている事業そのものは、継続して事業を実施していくということでありまして。

それから、事業の駆け込み関係ですが、今お話しされたような駆け込み的な部分はないだろうというふうに理解をしております。

それから、五つの上水道の関係ですが、将来的にはこれは企業会計の中で一本化されていくこととなります。

それから、料金体系の部分であります。これは、19年度からというお話ではなくて、これはその3年以内ということで、19年度に遅くともその料金体系も含めた事業計画を統一的に見直す必要があるだろうということで、19年度とお話しした部分については19年度ごろに見直しが入るだろうということでありまして。具体的に料金体系に係っていく年度については、20年度あたりからというふうに見ております。

それから、加入金の合併時までという考え方ではありますが、これは例えば、きょう提案させていただいてご協議いただいている内容でご承認をいただければ、これは4番の水道加入金については、新市においてはこのような料金体系で、水道加入料金で進むということになりますから、あえて協議会の皆様方にまたご協議を申し上げるという部分はないだろうと思います。この内容で良しとすれば、新市においてはこの料金、加入料金で新市においてはやっていくということになります。

○議長 はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 再度お尋ねをしますが、今答弁の中で、1と2の関係ですが、「今やっている事業」という表現が私の耳に入ったんですが、ここでは「上水道事業計画については」ということになっているんです。各町村が、例えば5年計画、10カ年計画で計画を立てているものはそのまま新市に引き継がれて、完成までに現時点における長期・短期、こういう事業計画が実施されるものという表現に私は理解したんですが、今の答弁によりますと「今やっている事業」と、こういうふうに表現になっているんですが、この「今やっている事業」と「事業計画」という中身は、そうなりますと違うんじゃないかというふうに私は理解するんですが、これはいかがでありますでしょうか。

それから、4番、5番の関係は、合併時まで調整をする、合併時まで調整をするやつが、今こ
で了解を得られればそれで終わりですと、こういうことですね。どうもこう、文章、非常に分かりづら
いんですが、そうでない表現を使っているのもあるんですね。ずばり「きょう協議して、決まれば終わ
り」ということだってあるんですが、一体この話術で、というよりもこの文章のね。どうもこうやっぱ
り私は、これはしっかりしてもらわないと困るんですよ、これ。これからずっといろんな表現がありま
すからね。聞かないと分からないです、これは。「合併時まで」となっているから、それじゃあ協議会
にはどういう形でやるんですかと言った、「きょう了解してもらえば終わりです」と、こういうふう
になりますとね、だったら最初から、ずばり「こういう方向で行きたい」という提案の方が分かりやす
いのではないですか。これは今度も協議項目の中にあり得ることですからね。これはぜひ幹事会、ある
いは様々な会議の中で提案をするに至るまでの文言として、ぜひ今後の問題も含めて整理ができるの
かどうか、ここまで踏み込んでお聞かせください。

○議長　それでは、今の1、2の分、答弁してください。

○濁沼事務局次長　上水道事業計画、簡易水道事業計画、これは今5町村、上水道からいきますと5
町村が持っておりますが、この部分については先ほど言いましたように3年以内に、大体19年度あ
たりになりますね、その計画を見直すという部分であります。これは当然、今持っている計画、それ
を新市において見直し、先ほど言いましたように19年度ごろということでお話ししました。それ
までは、今の計画は当然、新市に引きずっていくことになると思います。ただ、それ以降の年度の部
分については、現計画も含めて新市の中で見直し調整策定をするということでもあります。

それから、4番、5番のその文言の関係であります。

「合併時まで調整をする」と。内容から言いますと、これは合併時までこの示した、例えば水道
の加入金についてはこの表のとおりですね。それから、手数料については「栗駒町の基準で新市の基準
といたします」という部分になります。文言の整理についてはまた、事務局の中で再度ちょっと、もう
少しこうわかりやすく、表現をどのようにしたらいいのか検討を加えていきたいと思えます。（「もう
一回」の声）

○議長　はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員　やっぱり聞かないと分からないですね。この上水道1と2のやつはね、そういうふ
うに料金改定の統一の時期までには移行の問題です、いわゆる3年以内の問題については事業計画と
して計画どおりやるけれども、19年度以降の事業については料金体系を、それと同時に事業の見直
しもありますよという、私は答弁に聞こえたんですよ。それが間違いないとすればこの表現は、私
は提案をする表現としては間違っていると思えます、この表現では。ずばり、私から言わせれば、
「事業計画については現行のまま新市に引き継ぐものとする」ということになると、先ほど来言
っているように5カ年、10カ年計画のものはそのまま活かしますよというふうにとめられても
おかしくないんじゃないですか。やっぱりね、特にこの住民の利害に直接かかわってくる水道料金な
んかの問題です。これは敏感に反応しますので、表現はやっぱり慎重に取り扱っていただきたい。そ
して、上水道の場合は特に企業会計であります。一方では企業の採算性をきちっとしなくちゃなら
ないという前提がある訳ですからね。そうなりますと事業も、私はわかります。無制限一本勝負で今事
業計画しているものを全部やれるなんていう代物ではないことは、十分わかった上の話です。そう

りますと、文言が19年度に見直すなら見直す、3年なら3年以内に調整をするんだという表現に切り替えていただかないと、私はこれはいかがかなと、こういう文章ではいかがかなというふうに思います。

それから、料金体系の話でちょっと申し上げます。

今、本当にこの19年までに企業としての採算性、水道事業としての企業会計との採算性、そしてこの10カ町村の料金の格差ですね。例えば、簡易水道と上水道一緒にお話ししますから。簡易水道では、10立方では一番安いところと一番高いところを比較をしますと1,321円、10立方で。上水道は638円、それから20立方まで使いますとかん水は3,200円、上水は1,421円。30立方までいきますかね。30立方は簡易水道で4,250円、上水道で2,733円の開きがある訳です。この開きを3年間に調整をすると、いわゆる企業としての採算性を考慮に入れてやるということになりますと、先ほど来言われております花山村さんとか鶯沢町さんのように、水の原資になっている部分が特別な環境にあるわけですね。そうなりますと、果たして料金体系の一本化というのが可能なんだろうかというふうに、私は思っているんです。

したがって、この開きのあるやつを本当に3年間で企業ベースでやろうとするならば、高い方に合わせる以外なくなるんじゃないですか。私はそのように思えてならないんです。本当にこれ、3年以内に、足して2で割るような話じゃないでしょうね。これは水道料金の話ですから、具体的に事務局ですり合わせをした、ここに、きょうに至る内容について、もう少し踏み込んで聞かせて下さい。

○議長 暫時休憩をいたします。時間は約10分、3時15分まで。

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

○議長 それでは、皆さんよろしゅうございますか。ご着席をしてください。

それでは、休憩中の会議を再開いたします。

ただ今休憩中に事務局等で、幹事会の代表の方々も来ておりますので、いろいろと調整をいたしました。なお、不明な点については再度また質問して下さい。

まずもって、今調整した事項について答弁をさせます。

○濁沼事務局次長 それでは、上水道事業の料金体系について説明させていただきます。

先ほど言いましたように、上水道事業は大臣認可の部分になります。これは、冒頭にお話ししましたように、自治体上水事業は基本は一つであります。先ほど言いましたように、築館町・若柳町・栗駒町・瀬峰町・志波姫町の五つの上水事業がありますが、この部分の料金体系については、これは料金体系が違うという部分は非常に問題があります。これは、上水道事業計画の見直しの中で料金体系は一つにしていかざるを得ないことであります。ただ、簡易水道、先ほどお話が出たんですが、一番料金体系の低い花山村さん、それから鶯沢町さんについては、急激な引き上げの部分でいかがなものかというお話が出ました。この中については、上水道分科会、それから専門部会の中で大分議論された経過があります。きょうは、上水道の専門部会長に出席をさせておりますので、その辺の協議の流れを含めて、上水道の専門部会長の方から説明をさせていただきます。

○議長 はい、それではここで上水道専門部会の部会長が来ておりますので、会長から指名して説明させていきたいと思いますが、よろしゅうございますか、皆さん。（「はい」の声）

それでは、説明してください。

○三浦上下水道部会長 上下水道部会の部会長を仰せつかりました、金成町の三浦と申します。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

まず、事業計画ということで、それが10年なり20年なりを引き継ぐのかというようなご質問がございました。現在この上水道事業、さらには簡易水道事業でございますが、この認可につきましては、花山ダム関連の再開発に伴います事業認可でございます。原則的にこの事業認可といいますのは、5年スパンを組んで事業計画を組みまして、その事業を行うというのが事業計画でございます。現在現行のまま引き継ぐというのは、現在この花山ダムの再開発事業に伴いまして一迫町、志波姫町、それから金成町、若柳町、築館町で事業を行っております。この事業が現在継続中なものですから、一応5年のスパンの中でこれらの事業が全て完了するというふうに私どもは理解をいたしております。

それでは、その後どうするのかといいますと、新市になった時点におきましては、やっぱり「一自治体、一事業所」が上水事業でございます。例えば、例えばの例で大変申し訳ありませんが、若柳町と志波姫町、築館町の現在の送水管を接続するとか、そのような計画が当然出てくる訳なんです。その計画に基づいたものを、新市におきまして新たに計画を組み直しをしなければならないというふうになるかと思えます。

さらに現在問題になっておりますのは、先ほど「なぜこれだけ料金体系が違うのか」というようなお話がございましたけれども、花山村と鶯沢町の方はいろいろご説明が事務局の方からございましたけれども、瀬峰町、高清水町におきましては大崎の広域水道の方から水を買っているという状況です。これが瀬峰町の場合、単純平均で大変申し訳ないんですが1トン当たり132円か135円ぐらいで購入しているんだそうです。そういうような事情がございまして、瀬峰町、高清水町が料金体系がかなり高くなっているということでございます。今回の新市になった時点での事業計画を組むとするならば、それらも果たして大崎広域水道から水を購入することが新市として継続しなければならないのかどうかということも、いろいろ検討していかなければならないと思えます。

したがって、その時点で新たなこの上水道計画、あるいはまた簡易水道と上水道の接続等々を考えて新たな計画を作成しなければならないということでございます。それには、相当数の時間もかかると思えますので、少なくとも二、三年ぐらいの時間をいただかないと各現在の町村の意見調整等も出てこないのではないかなというふうに考えております。

それから、料金体系でございますが、先ほどお話ししましたように、質問等もございました花山村の問題、それから鶯沢町では企業からトン当たり20円で購入しているそうでございます。しかしながら、花山町におきましても……、失礼しました、鶯沢町におきましても、花山ダムの再開発問題におきまして来年から工事が始まる予定でございます。それが、七、八億ぐらいの事業費というふうに伺っております。そうすれば、これらの収支のバランスが当然出てまいりますので、現在の鶯沢町におきましては合併するしないに係わらず、現在の料金体系では収支のバランスが維持できなくなるのではないかなというふうに思えます。したがって、この簡易水道につきましては、収支のバランスに伴っておのおのが事業計画を組まなければならないというふうになります。新市になりますれば、現在の簡易水道計画、それが9町村の簡易水道計画がそのまま新たな認可でとるようになるかと思えます。新たに認可をとるということでございますので、それらは、料金体系につきましては、その簡易水道そもその収

支のバランスを見なければならぬというふうに思います。したがって、このある程度の期間を置かせていただきまして、現実にどれだけの資質が簡易水道においてどれだけの支出が見込まれるのか、それらを検討した上で、簡易水道については収支のバランスを検討していかなければならないというふうに考えております。したがって、上水道事業につきましては、料金体系につきましては一本化でございます。それから、簡易水道体系につきましては、原則的に一本化が理想でございますが、先ほど申し上げましたように収支のバランス等々がありますので、その簡易水道において独自のものは可能でございます。

以上でございます。

○議長 はい、どうぞ。千葉委員。

○千葉伍郎委員 だんだん、こう見えてきたんですが、私ずばり言うんですが19年までに……、もとにして最初から言いますが、「料金体系を調整をする」というのは、ある意味でいけば事業の調整にも係わってくる訳ですね、企業会計ですから。ですから、事業は整然とやる、料金はできるだけ抑えたいという、気持ちとしては理解はしますが、企業会計だけにそれは私は許されないと思うんです。そうなりますと、今言ったように住民間の水道料金の格差を余りつけないということであれば、3年かかるものを5年かかる、あるいは事業費を今まで100億を見込んでおいたけれども80億にするとか90億にするとかという形で企業の収支バランスを考えてしていかないと、この合併することによって何が良かったんだと言われたときに、身近な水問題が処理できなくて他の問題が処理できるかということに、私はなると思うんです。

したがって、今専門部会長から説明を受けましたがね、それはおたく達事務屋さんの話なんですよ。実務的に私達が住民と接触する過程の中では、企業会計がどうなろうと関係ないというのが一般的に分らない訳ですから、私たち議員の立場からいけば企業の立場に立つ、企業会計というひとつの前提に立つならば、どっかで無理調整をしなければならない訳ですよ。それを、料金の方に置き換えていくというやり方、私はその意味では3年間では無理だと思います、正直なところ。事業を調整しない限り、思い切って事業を調整しない限りは、19年の料金統一というのは、私は事実上無理ではないかというふうに私は思っているんです。それでもなおかつ、事務当局の皆さん方は「いや、やれるんです」というんなら、その決意を聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、介すれば今いみじくも言われましたように、源泉が違う訳ですよ、源泉が。ですから私は、ある意味では花山村とか鶯沢町のように水取り口が違う訳ですから、もともとお金がかかっていないんですから、それは地域的に同じ自治体の中でも料金体系を整備をするということになれば、私は事務的には可能だというふうに思っておりますので、これはもう最初から19年を目標にして料金の統一を図るといような発想は、私はいかがかなと思っています。少なくともこの問題は、今日ここでずばっと結論を得るのは、賛成・反対かの討論をしなくちゃならないと思うんですよ。そうじゃないとするならば、今言ったようなことも十分配慮をしていただいて、私は各町村間のそういう問題について調整をした上に、調整期間を少し欲しいというふうに私は考えておりますので、経過を含めて差し支えない範囲でご回答をいただきたい。

○議長 はい、今のこと。部会長でも結構です、事務局でもいい。どちらでもいいですが、答弁できる方。

○三浦上下水道部会長　まず、現在の事業計画の問題でございますが、現在の事業計画につきましては、既に国・県から認可をいただいているものでございます。これを新市にまだ移行しておりませんので、今の段階ではそれを変更するということが不可能でございます。従いまして、現在の認可をなっている事業につきましては、そのまま事業が継続されていきます。それが縮小するか縮小しないかということになりますと、それは今私どもが事務レベルの段階で「縮小します、拡大します」ということは、私どもが言える立場のものではございません。その辺はひとつ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、料金の体系でございますが、先ほどお話ししましたように上水道事業については、料金体系はどうしても一本化にならざるを得ません。これは、先ほど事務局の方からもお話ししましたように、「一自治体・一事業所」でございます。その上水の1事業の中に料金格差を持って旧町村単位で料金体系をつくるということは、これは認可上認められません。一方、簡易水道事業でございますが、先ほどお話ししましたように、これは可能でございます。ちょっとお話をすれば、金成町におきましても、過去には簡易水道におきまして不均一の料金の時期がございました。そういう収支のバランスを見た中で、当然それらについては検討していかなければならないというふうに思っております。そのためには、やはりある程度その調整する時間というのが必要だと思います。その時間といいますのは、本来どれだけの支出、要するにその簡易水道を運営するためにはどれだけの支出が必要とするのか、それらを一つ一つ見極めた上の中でそれらのバランスを調整しなければならないというふうに考えています。

○議長　「一事業所・一認可」、いわゆるこれを新市になった場合、そのようにしていかなければならないというんですが、その日時はいつまでなの。一事業所・一認可、これは認可を取らなきゃならないということは分かるんですが、その認可をとるのはいつの時点までなのか分からないんですか。

○濁沼事務局次長　複数施設を持っている場合は、暫定的な措置として最長2年間が認められております。そういう部分からいまして、先ほどから19年度に見直しをするという部分については、上水道は先ほど言いましたようにその暫定的な措置として2年しか認められていないという中での見直し、そのために19年度というお話をさせていただいております。当然、19年度に見直しをする場合、上水だけでなく簡易水道も合わせて見直しをする必要があるだろうということでの19年度見直し、20年からの新しい計画での進め方ということになります。

それからもう一つは、当然先ほど言われましたように、上水の場合には一会計、一自治体・一会計でありますから、これは企業会計であります。当然、その支出に基づいた収入関係が出てまいります。これはどのような料金体系があっても、やはりそれは収入・支出のバランスを見ながら統一的な一つの料金体系を作らざるを得ないだろうというふうに思います。それは確かに、その安い方に合わせる部分は必要かと思いますが、これは企業会計でありますから、どういう金額、料金設定の中で収支バランスがとれるか、これは新市において調整を加えるという部分はそういう内容を示してあります。

○議長　いや、また話が別なんだ。簡易水道は19年度以降にあっても、これはその水道水源なりいろんな事情が違うんで、これはそのまま持っていても料金体系は統一しなくてもいいんだという部会長の話なんだ。そうなんでしょう、部会長。今、うちの次長が語るのには19年、上水道が一つにしていかなきゃないから簡易水道もそれまでには統一していかなければならないという、それではないんだね。そうではないんでしょう、部会長。

○三浦上下水道部長 先ほど来からお話ししておりますように、まず上水道の料金体系につきましては一本化でございます。

簡易水道につきましては、原則論とするならば一本体系が好ましいということでございます。ただ、今回のように、いろいろその簡易水道の収支のバランスの中で、かなりの相違が生じております。そういう中においては、一つ二つの簡易水道につきまして料金体系を一本化にならなくとも、それは可能であります。ならなくともよろしいということです。

○議長 いいですか。そのようなことで、花山村さんと鶯沢町さんの方々、一番心配する点ですが、そのようなことなそうですが、よろしゅうございますか。はい、伊藤さん。伊藤委員。

○伊藤竹志委員 恐らく鶯沢町の町民はよろしくないと思います。

これは、アンケートなんかでもこれすごい関心事の一つだったんですね。それで、やはり水道料金や公共料金については、「協議会で勝手に進めるな」というふうに言われる町民もおられたぐらいなんです。

それで、まず今いろいろと聞いて納得もして、私自信は納得もしているんですけども、まず事業計画等について、具体的に今どういう計画がされているかというのが、やはりこれ資料でまず示して欲しいと。それによってどれだけの能力がふえるんだと。多分、事業計画をやると思ったら能力がふえるものだと思うんですけどもね。そういったことをまず示すということと同時に、その能力がふえたものは、これは栗原市の財産なんです。今も若柳町さんで浄水場を作られたりなんかしていると思うんですが、これは将来栗原市の財産になると思うんですね。

それで今、三浦さんの方から言われたように、「水道管つなぐのは可能だ」と言われたんですけども、こういうことに合併特例債をぜひ使って欲しいと思うんです。これはライフラインですから、やはり住民の命の問題ですので、こういったところでやはり特例債等を大いに使って、ぜひその料金、それから住みやすい栗原と、それから合併してやっぱり良かったと思われる住民というようなところをちょっと目指していただきたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ご意見として承ってまいります。

はい、どうぞ。

○山村喜久夫委員 一迫町の山村です。

23号議案、下水道の方にも関係するんですけども、今この話が出ているんでお話ししたいと思いますけれども、合併推進協議会のおきからの考え方、またあと8月に出示された協議第2号議案についてですけども、事業の調整方針ということなんですが、全ての考えに共通すると思うんですけども、この中に「関係町村の住民が等しく高い水準の行政サービスを受用できるようにする」とか、あと調整の方針の中で「合併により、住民生活が向上することを原則とする」、そして「具体的な手数料、使用料等、住民が負担する事項については、負担増にならないように努めるものとし、負担増を伴うものについては具体的な理由等を明示する」「手当、事業等、住民が受けるサービスについては一元化を図ると共に、向上するよう努める」、このようにあります。この基本的な考え方というのは、合併により住民生活、住民が負担増にならないように努めるという考えだと思います。確かに、いろんな企業的な考えも必要ですが、合併して負担増になるのであれば住民にとっては合併しなくてもいいことなん

で、それでどうしてもその中で負担増が必要っていうものがあれば、住民が納得するような形で示すべきであるし、私は財政負担の公平化を考えるのであれば、料金体系に差があってもいいのではないかと思います。財政負担が公平であれば、私はそれは構わないと思います。もちろん、今いろいろ話聞いた中で、経費はかからない、条例の方はかからないんだっていうものであれば、やっぱりその中で料金が変わってもいいのではないかと思います。

○議長 はい、ありがとうございます。ご意見承りました。あとでまた一括して答弁させます。

そのほかございませんか。はい、茂泉さん、茂泉委員。

○茂泉文男委員 花山村の茂泉です。

先ほどから、花山村の水道の料金など例に出されまして、非常に花山村のきょうの会場は、そのための会場だったのかなというふうにさえ思っております。

それでですね、先ほど来聞いておりますと、いずれは一元化、一本化というような、使用料ですね、料金ですが。となりますと、これはいずれは条例化して、いずれは議会の承認を得るという手続きになるかと思います。それで、今の合併の議員定数などなど、私もそちらの方にいっていますが、どうも花山村から1人も出ない可能性があるというようなことからすると、どこで住民の代表として、それ以後花山村の住民のために発言する場所があるのかということなど、非常に住民は不安に思っているんですね。加えて料金ももう一元化、一本化されると絶対的に高くなるというのは、これは分かりきっていることでございます。

そうなりますと、先ほどちょっと話題にもなったんですが、一水源地・一会計・一企業化という方法なども、永久的にはと言いませんがここ何十年間、あってもしかるべきではないかなという、そんな感がいたしております。花山村はもちろん水源地でありますし、ほとんどは湧水で賄っていると。しかも自然流下ということで、ほとんど他の町から比べると安くなるのは当然でございますが、それでもそういうことでの一本化・一元化されると料金が高くなるということで、非常にこの点については住民は不満を持っております。その点について、事務局、事務方では、そういったような方法はとられないものか、いわゆる「一水源地・一企業化・一会計」というような、そういう話があつておったかどうか、その辺も踏まえて知りえる限りの情報を教えていただければ幸いです。

○議長 今、3人の方々からご意見がありました。その点について、まとめて事務局、答弁してください。

○濁沼事務局次長 先ほど初めにご質問が出ました、合併住民負担は低い方に、それからサービスは高い方という部分、これは確かであります。そういう内容で、いろんな事務項目を整理をさせていただいております。ただ、これは何回か前の協議会でもお話をしました。全ての項目について、この原則でやっていくという部分は非常に難しいだろうと。ただ、基本的なスタンスとしては、今お話しありましたように住民負担は低い方に、サービスは高い方ということで調整をさせていただいております。ただ、これは税の部分でもお話をいたしました。国保会計、それから水道会計、企業会計をとる部分については、これは先ほども言いましたように収入と支出のバランスの関係であります。この部分については、住民負担は低い方に、それからサービスは高い方というふうには、これは非常にできないだろうと。当然そのサービスを高くした場合には、企業会計であるがゆえに住民負担も一番低い部分にはとりづらいという部分があります。ただ、それ以外の部分については、全てがそうで

はありませんが、基本的にはそういうスタンスでいろんな部分を調整をさせていただいております。

それから、水道料金の関係であります。これは、先ほど部会長も説明をいたしました。これはくどいようですが、合併時の水道認可も含めて上水道企業会計については一本化をせざるを得ないというお話をいたしました。当然、料金体系も統一的な内容で調整をしなくてはいけない、著しく料金が違う場合は段階的な調整もということでお話をさせていただきました。ただ、簡易水道については、それは一水源・一料金体系をとる選択肢もあります。例えば、5町村で今簡易水道を持っておりますが、これを料金を一本化にして収支でやっていくという考え方から言いますとその方策もあります。それから、先ほど部会長が言ったように、これは一水源・一料金ということで、違う簡易水道については、おのおのその水源等も含めた地域事情等も考慮して、その一つ一つの中で採算が合うような料金体系もできるということでもあります。ただこれは、それも含めてどういう方法の料金体系がいいのか。これはその全てその簡易水道については、まとめて一つの料金体系にするということではなくて、それも含めて、そうでない方法も含めて、やはり新市において調整をする部分があるだろうと思います。ただ、皆さんの話からいいますと、一水源・一料金体系独自の、一つ一つのその収支バランスを見ながら、これはやっていった方がいいのではないかとというご意見が強いようであります。それも含めて、新市においてその調整をすると。それは当然、新市の中においての調整は、皆さん方の意向も十分に踏まえて、そういう方向を決めていくということになります。ただ、先ほど言いました上水道については、その選択肢はないと。5町村の中で一つの会計でありますから、その中でその収支バランスを見ながら料金を設定するということになります。でありますから、くどいようですが簡易水道については、皆さん方その町村のご意見も含めて、それに沿うような中で調整を加えていく必要があるだろうということでもあります。

○議長　ここで会長から申し上げたいんですが、今いろいろと上水道の問題出てまいりました。これ、下水道の方の料金にも恐らくは関連してまいります。それで問題は、今、茂泉委員がおっしゃいますように、この料金体系、簡易水道、上水道も一つにするといっても引き上げられる町にとっては、これは大変なんですよ。そういうことからすれば、いろんな事業をやっていく場合のいろんなこれからの、いわゆる何ていいますか、事業計画なりそういうものを見て料金というのは定められる訳ですので、そういうものも含めて、いわゆるこれから我々10カ町村で協定書を作る訳です。いわゆる、その協定書の中に、そういう分野についてはきちんと明記をして、我々10人の町長が記名をする、そして協定をする、それを議会に提案して議会で議決を願うということになりますので、そのような内容をきちんとやはり協定書の中に謳って、今後新市に移行しても心配ないような料金体系をつくるというふうなことを、よくこれから事務局にも、どのような協定書にしたらいのか、今のうちからきちんと部会の方でも検討を願って、そういう協定案を作って調印してってはいかががかなと思いますので、そのような方向でもって持っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、もう一度。はい、では、千葉さん。

○千葉伍郎委員　先ほど、鶯沢町の伊藤さんもちよっとおっしゃっておいりましたが、事業と料金というのは今言ったように、表裏一体の関係にあるものですね。それで、私たちにはこの「認可をされたもの」という表現でしか事業内容が示されておられません。したがって私は、もうこれだけの議論をしている会議ですから、今事務局で考えている事業の全貌を、ここで合併して5年ぐらいのですね。したがって、この19年の料金改定までいかざるを得ないという、そういう資料を提示をしてもら

のが、まず第一点ですよ。

それからもう一つは、この文言の表現をですね、文言表現を、私は整理していただきたいと。今、会長は、協定文の云々というお話をされました。しかし、現実の問題としてこれが終わりますと、いずれにしたって建設計画が間もなくでき上がっていくとすれば、住民に言わなくちゃいけないです。これは「協定文で」という話をしたって住民の皆さんは理解はできないと思います。そういう答弁を、それぞれの町村の首長さんが中心に住民の皆さんに説明をしても、説明はし切れないと思います。したがって私は、この調整方針内容についての文言について、今の、今まで議論がありました会議の中を踏まえて、表現を変えていただきたい。表現も含めて検討していただきたい。そして、協議会で全会一致で確信できるような環境状況を作ってほしい。これは会長にお願いを申し上げます。

○議長 今、千葉委員からいろいろとお話がありました。事業計画の事業内容、これも確かに必要なことであろうと思います。そういうものを含めて、それからこの協議22号、表現、この字句の内容、これを再度検討してほしいということでございますが、これを検討させることにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、よろしゅうございますか。(「はい」の声)

それでは、ここに部会長も来ておりますので、ひとつ部会長、よろしくひとつ、これらを再検討していただくというようなことで、これは継続審議にしてみたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、協議22号 上水道事業については、継続審議にしてみたいです。以上でよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 はい。以上のとおり、22号は継続することに決定をしてみたいです。

協議23号 下水道事業について

○議長 続いてそれでは、これ次の問題にも関係するんですが、協議23号 下水道事業についてを協議議題にいたします。

この協議第23号についても、前回の協議会において説明をいたしておりますが、事務局の方で再度捕捉して説明する内容ございませんか。

○濁沼事務局次長 ございません。

○議長 ございませんですか。事務局で再度捕捉をする説明がないといひます。

皆さん、下水道の内容について、ご質疑等ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。一迫町の山村委員。

○山村喜久夫委員 一迫町の山村です。

2番の(3)、(4)の前回説明の中で、一迫町の引き上げの話もできました。この文面からすると(3)においては、金成町の例により新市において「速やかに」という言葉まで使って調整するとなっております。(4)については、高清水町の例により新市において「速やかに」調整するとなっております。上水道のとき

は、22号議案のときは「現行のまま」という言葉で表現されておいて、下水道においては高い方に、高い、一番高い訳ではないんですけども、それに合わせて「速やかに」やるっていう、こういう文面にした理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 はい、事務局、答弁。

○濁沼事務局次長 この表現の文言については、前回もご説明をさせていただきました。「速やかに」の意味はどういう意味かということでありました。「速やか」については、これは早い時期、遅くとも3年ぐらいの中で実施をするということで説明をさせていただきました。

○議長 ほぼ3年程度というふうな話でございますが、はい、どうぞ。山村委員。

○山村喜久夫委員 今、22号議案でいろいろ話ありましたが、私たち受益者の立場からしまして、急激な負担増というのは合併の、先ほど私22号議案で言いましたが、合併の本来の意味と違う、趣旨と違う形のものに進むと思われまして。ぜひここで「現行のまま」という表現に変えていただきたいと思っております。

○議長 はい、今の内容はいいですか。これ「現行のまま」とした場合、どのような影響が出てくるかわかりますか、受益者負担金。

○濁沼事務局次長 お答えいたします。

受益者負担金・使用料については、どこどこ町の例により新市において速やかに調整すると。別な言い方をしますと、2～3年で調整するまでは現行のとおり、新市の中で今の10カ町村の料金体系をそのまま新市において使用するということとなります。ただ、その体系については、2～3年の中で見直しをいたしますという部分であります。

○議長 なかなかかみ合わない答弁にはなるんですが……。これ、まず一つ、3番目、受益者負担金、これ「金成町の例による」ということにした訳ですが、このことによって高く引き上げられる町というのは何町あるんですか、そうすると。

○濁沼事務局次長 これは、一迫町さんと志波姫町さんの2町になります。

○議長 どれぐらい高くなるんですか。

○濁沼事務局次長 一迫町と志波姫町は現在15万円になります。それで、調整金額は金成町の20万円ということになりますから、5万円の引き上げということになります。

○議長 5万円。そのほかに、あと引き下がる分はないのかな。地積割とか何かというのはなかったんですか、これは。

○濁沼事務局次長 それから、今度は額が引き下がってくる部分をお話ししたいと思います。

今、料金体系の中で地積割を、これは面積割なんですけど、これをとっている町村が築館町それから若柳町、それから栗駒町等がありますが、この部分については廃止をするということになります。

それから、築館町それから若柳町、栗駒町等については、限度額を設けております。例えば、築館町については25万円、若柳町については30万円、栗駒町については35万円。この部分については、さっきの地積割の部分があります。これがプラスになってきますと、当然その基本金額からプラス的に高いものになってきます。従ってその上限を定めております。例えばこの上限になった場合、例から言いますと先ほどのとおり築館町・若柳町・栗駒町、それから瀬峰町、それから鶯沢町、それから花山村、この町村が料金が引き下がってくるということになります。

○議長 結局、引き下がる町はいいんですが、この二つの町、5万円引き上がるんだね。やっぱり確かにこれ、山村さんおっしゃるとおりになるんだが、どうしたらいいんですかね。

じゃあ、それはまずさておいて保留をしておきます、山村さんの意見は。

はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 まず、2点お尋ねをします。

調整項目の3番の「合併浄化槽整備事業について」云々と、こうあります。他の2の公共下水道、あるいは4の排水設備事業費等々は、それぞれの町の名前が前段についておりまして、「何々の町の例により新市において速やかに調整をする」というようになっていますが、この3だけは「新市において調整をする」と、こういう表現にとどまっています。これは、この時点でモデル町村が出せないということなのか、どういう意味合いがこの中に含まれているのか、ないということではですね。これはお聞かせをいただきたい。

それから、受益者負担金の取扱いですが、いわゆる供用開始をした年・月日から3年以内に納めて欲しいと、こういうのがある訳ですが、私の方の町はご案内のとおり15年の7月か、6月から供用開始をした訳ですが、そうしますと平成17年の6月まで……、5月30日までに納めればことは済むわけですが、今のところ35万納めなくてはいけないのか、3年目ぎりぎりの5月30日に納めますと金成町さん並に下げられるというふうに理解しているのかどうか、ちょっと聞かせて下さい。

○議長 はい、二つについて、答弁。

○濁沼事務局次長 合併処理浄化槽の設備事業の調整の部分でお話をいたします。これは前回もお話をさせていただきました。

この合併処理浄化槽整備事業については、ここにありますが2通りの設置方法があります。一つは個人が設置する浄化槽設置に係る設置補助金制度、これは築館町ほか5町村で実施をしております。また、町村が事業主体となって行います厚生労働省補助の浄化槽市町村整備推進事業は、栗駒町、一迫町の2町が実施をしております。また、総務省補助の個別排水処理施設整備事業は、鶯沢町のみが実施をしております。

このように、町村の事業選択の方法の違いによって国の補助金や個人負担金の額が違うことから、この部分については新市において調整をするということにさせていただきました。これは、先ほど言いましたように、町村によって三つの設置方法があります。これはまた、料金体系も違います。負担金額も違いますから、これを含めてどういうその方法が新市として一番望ましいのか、それも含めて新市において検討を加えていくということにしてあります。

それから、二つ目のご質問については、部会長の方から説明をさせます。

○議長 はい、部会長。

○三浦上下水道部会長 それでは、分担金の関係でございますが、その3年以内に納付すればいいんだというようなことのご質問でございますが……、どういう方法で、千葉委員さんは栗駒町なんですが、栗駒町でどういう方法で条例化をしているかちょっと私には分からないんですけども。

分担金といいますのは、供用開始をする告示、これは県と町で告示をします。「この地域が下水道の供用開始をしますよ」と告示をしまして、告示をすると同時に分担金の賦課をいたします。従いまして、平成17年の3月14日、その14日の日を境にして栗駒町さんの場合であれば基本プラス地積割

が3月14日以前に賦課をされるということです。それで、3月14日以降になれば20万ということで賦課をするということです。ですから、供用開始になる告示、町と国が行います告示行為によりましてこの判断をいたします。それを3年以内であればいいとかっていうことは、ちょっとどういう意味合いなのかちょっと私には理解できないんですけども、あくまでも……、（「分割でないか、分割の方に」の声）分かりました。分割ということの、じゃないんですか。あくまでも告示をして、町が賦課をした日をもちまして旧料金、現在の料金体系、それから20万円の料金体系になります。

○議長 はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 その最初の合併処理浄化槽の関係ですが、事業内容が違う訳ですね、そのそれぞれの厚生省だとか様々な事業内容が違うものを、その料金だけ合併後に統一をするということが、これは事務的に可能なんですか、これ。私は、事業計画を、認可計画を出す際に、料金体系のあり方についてまで付していると思うんですよ。それを「合併」という2文字で料金を統一する。これは法的に何にも問題ないんですか。私はちょっと事業内容が違うだけに、所管の事業内容が違うだけに、私はそれはそう簡単にはいかないのではないかと思います、専門的な立場からひとつお聞かせをいただきたい。

それから、変則だかもしれませんが、本町栗駒町の場合は6月1日から供用開始をしました、今年の。しかし、賦課の関係については、来年の4月1日から賦課をするということになっています。本来であればもう条例化をして、即6月1日供用開始と同時に賦課の話もするんですが、変則的かもしれませんが実質問題としては6月1日供用開始、賦課は、負担金の関係については、来年の平成16年の4月1日以降と、こういうふうなスタイルをとっている訳です。従って、私は専門部会の皆様方は、こういう事情を全部分かってお話をしているんじゃないんですか。そうでなかったらね、私の方に聞いかけられたって困るんですよ。皆さん方はプロですからね。他の町村もそういうふうをやっているのかなど私は思っただけの話ですから、部会長さんから私そういう話でお返しもらったってね、何とも言いようがないですよ。だから、そういう場合に機械的に、私は町民の立場からいけば来年の4月の1日に納付帳が来ますが、実際納めなくて納付帳発行してしまった時点では、督促料金はつくけれども、その17年、年でいけば17年3月の14日をもって20万円に安くなるなんていうことはないですよということなのかですね。

それから、事業場所によっては違うと思うんですよ、今度は。それぞれ、その日その日によって事業していますから、一斉に供用開始をするというのではなくて、特に枝線なんかの場合は事業終了と同時に告示行為をされると思うんです。だから、町村によっては、あるいは字界によっては、供用開始の時期、切符の発行の時期、皆違ってくると思うんです。これはあくまでも供用開始の日をもって負担金というものが発行されるものだということになりますと、うちの方の場合はことしの6月1日から供用開始の告示行為をしているんですが、賦課は来年の4月1日以降とこれは決まっているんです。そうなりますと、これは恩恵にこうむらないと。私は逆に、恩恵にこうむれるのかなということ、そんな話をした訳ですが、私の方に聞き返されたって、私は専門部会の人たちはいろんなケースがあつてきょうの協議会に持ち込まれているというふうに感じますからね。私は、そういう意味では変則な町かもしれませんが、現実の問題としてある訳ですから、その辺までお聞かせをいただきたい。

○議長 これは確かに難しいことなので……、決定した段階では、やはりその町の負担金で納めても

らわなきゃならないということなのかと思うんですがね。それで、今話したように、新市になってから供用開始になったところは20万円なんだということなのでないのかね。そのような方法で考えていいんじゃないか。どうなんです、千葉さん。（「よろしいですか」の声）はい、もう一回。事務局から答弁させますから。

○濁沼事務局次長 それは、そのとおりであります。あくまで旧町村で賦課決定した部分については、それを含めて新市に引き継ぐことになりますから、それが生きてまいります。

それからあと、旧町村で賦課決定していない部分については、新市の中で賦課決定をしていくということになります。

それから、先ほどの浄化槽の、合併浄化槽の関係であります。

合併浄化槽を設置するためには、排水処理基本計画というものを立てなければならないことになっております。これは前回お話しいたしました、郡内では高清水町さんがこの計画を持っていないということで、16年度に計画策定をお願いしているところであります。

それで、どうしてこの三つの方式が新市にそのまま引きずっていくのかということであります。これは、専門部会の中でも、基本的には町が主体となって設置をする浄化槽市町村設備推進事業関係が一番望ましいだろうという話も出ました。ただこれは、前回もご説明させていただきました全体的な国の事業費の枠配分等があります。そうってきますと、当然それを待てない方、これは市町村設置でなくても、個人的にでもどうしても早く設置をしなければならないという方については、個人が設置する浄化槽設置整備事業、この部分のこれは町村からの補助になりますが、これも残さざるを得ないだろうと。ただ、この場合に各町村が補助している金額、まちまちであります。それで、この部分については金額を新市において一つに調整をし、決定せざるを得ないという部分で、これが新市において調整するという内容であります。（「もう1回」の声）

○議長 はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 供用開始の捉え方で、ちょっと専門部会長さんにちょっとお尋ねをいたしますね。

字界でいけば、栗駒町岩ヶ崎を6月1日から供用開始をすると、確かそうになっているはずですね。「何番地供用開始、何番地供用開始」というふうにはなっていないのではないかと私は思うのですが。今、本管ができあがり次第、個人のところにつないでもらって供用開始をしている訳ですが、そのときには字界で、字界単位でまだ工事が行われていなくとも字界で告示行為をされれば、もう当然負担金はそこから発生をするということなのか、あくまでも今の専門屋さんの立場からいけば、各字界番地まで供用開始の告示行為になっているのか、それによっても違ってくると思いますので、告示行為そのもののやつは個々の字界番地まで入るのか、地域供用開始の告示行為なのか、それによってはやりたくたってやれない需要家庭があるわけですからね。うちの方の場合は、もう本管が供用開始始まりましたから、つなぎ次第全部個々の工事に入って行ってますね。ですから、まだ本管そのものが来ていない地域も指定になっている可能性もありますが、これ今の実際問題としては字界指定になっているのか、あるいは番地指定までになっているのか、そこら辺まで聞かせて下さい。それによつては先ほどの話は、全然回答は違いますからね。

終わります。

○議長 はい。その細かい点、わかりますか、はい。

それでは休憩します、暫時。

午後4時07分 休憩

午後4時10分 再開

○議長 それでは答弁をさせます。再開いたします。

はい、どうぞ、答弁。

○三浦上下水道部会長 告示行為ということでございますが、告示につきましては処理分区で告示をしています。公共下水道の区域の中には第何処理分区、第1処理分区から、金成町の場合ですと第1処理分区から第7処理分区というふうになっています。そういう処理分区ごとの告示行為を行っています。

それで、分担金の原則論から持っていきますれば、確かに千葉委員さん仰せのとおりでございます。末端まで管が、告示行為をしても末端まで管がいない場所が現実でございます。それで、栗駒町さんがどういう方式でとっているかは、ちょっと私どもも知らない分がございます。例えば、金成町の場合ですと、告示行為をされていても公共ますが設置されていない場所については、分担金の賦課はいたしておりません。それが原則論だと思います。

○議長 いいですか。まず、宅内ますの設置したかしないか、その辺で判断する以外ないのでないかと思いますが、その辺で皆さん、どうですか委員の皆さん、よろしゅうございますか。（「はい」の声）

はい、それではね。伊藤さん、ちょっとお待ちくださいね。

この、どうなんだ……、山村さんのやつだ。これね、5万円高くなるのは2町なんだけれどもさ、その5万円下げてどこかの、例えば「一迫町の例による」って語れば文句ないんだが、この辺はどうなんですかね。（「休憩」の声）はい今、ちょっと待ってね。暫時休憩します。

午後4時12分 休憩

午後4時14分 再開

○議長 それじゃ、はい、津藤さん、そのことだね。

○津藤國男委員 瀬峰町の津藤です。

基本額ありますね、上に示されている部分。「負担は低く、サービスは高く」という、その原則から言いますと瀬峰町は21万から20万になるんですから、地積割ないから、それは確かに低くなりますね。それは大変結構なことだと思うんです。それで、その見方からすれば、例えば築館町さんの基本額が10万円となっていますよね。ところが、基本額10万ですけれども300平米の地積割がありますよね。そうすると、300平米といいますと……、仮にです、仮にですよ。300円ですから平米、300平米の建物というか地積あったとしますよね、そうすると9万円なんです。そうすると19万なんです。その19万ですから、築館町さんの場合は300平米であると1万円高くなると、そういう解釈になるんだろうと思うんです。これが私わからないのは、その築館町さん、若柳町さん、この限度額設けてますよね、25万、30万。それで、実際どの辺をこの基本料で推移しているのかですね。20万円という金額は、実際高いのか安いのかというのが問題なんです。それで、「高いんだ」というような、そういうイメージであれば、いわゆる加入率を無理やり促進しようというのは、そういう狙いがあるのかなというような、そういう形もあるんですけれども、実際よく見ますと、計算してみますと、

この地積割合をプラスすると20万円の上だったり下だったりするから、その加入者のそのうちの地積割合で私は違ってくると思うんです、間違いなく。その辺は事務局でつかんでいるんですか。つかんでいれば、この20万円というふうにした根拠は示せるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺平均とか、その辺わかれば説明願いたいと思います。

○議長 はい、わかりますか、今の。

○三浦上下水道部会長 確かに仰せのとおり、4町村におきまして地積割がございます。それに伴いまして限度額の設定をしているということです。この地積割で、確かに今のお話のように、ご質問のように、築館町の場合ですと、300平米の宅地であれば300円の3かける9で9万円でございます、19万でございます、20万より下回っております。築館町の平均的な、現在まで賦課した中で平均が22万ちょっとになっているそうです、平均がですね。それから、若柳町においてもおよそ23万ぐらい。栗駒町の分はちょっとまだはっきりした数字がつかめておりません。鶯沢町につきましても、23万ぐらいの平均な分担金になっているということでございます。ただ、その各町村でこの地積割があるのが、なぜあるのかということになりますと、これは大変私どももご説明するのも微妙な法的なものがあるもんですから、これが果たして適正であるか適正でないかということにつきましては、私どももお答えするということはなかなか難しいのでございますのでご理解を、その辺はお願いをしたいというふうに思います。

それから、先ほど一迫町の山村さんの方から一迫町の使用料金、1,510円というのが基本料金でございます。これを1,800円に上げられたんでは、かなりの負担増になりますよというふうなお話がありました。ここで、流域関連ということで6町村ですか、栗原郡内で流域関連ということで6町村がございます。ほかの町村は1,800円から1,900円ということで基本料金が設定されていますが、一迫町さんだけが1,510円で設定されています。実は、流域町村の議員さん方は十二分にご理解していると思いますけれども、流域町村では石越の浄化センター運営のために、1トン当たり151円を負担をいたしております。一迫町さんではこの151円、要するに町が石越浄化センターの運営するための負担金相当で今のところ使用料をお願いをしているということなんです。逆な見方をすれば、それ以外の公共下水のための運用につきましては、経費につきましては、一般財源で持ち出しをしているということなんです。果たしてそれがこういう状況の中で、いつまで一迫町においてもそれが通るだろうかということになりますと、なかなか疑問に私どもは思っています。その辺は、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。一迫町さんが1,510円から1,800円に上げるという根拠は、そのような根拠があるということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 はい、津籐さん、今答弁しました。いかがですか、よろしゅうございますね。（「はい」の声）はい、ちょっとお待ち下さい。はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫町の遠藤です。

この地積割の関係する志波姫町の実態をご説明申し上げて理解をして欲しいと。というのは、かつて町が、ちょっと古くなりましたけれども宅地の面積が、宮城県で一番平均面積が1反8畝、宅地面積が1反やらされましたものですから、今はもうその数字はちょっと分かりませんが、かつての統計で宅地調査の結果、志波姫町が宮城県で平均の1反8畝の宅地がありますよと。それで、この下水道の使用料の算出の場合に、地積割をととても使えるような数字ではないということで、実はこの地積割を

カットしたと、そういう経緯がありますので、今後の合併後の調整よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 いや、これね、合併後は地積割はなくなるんでしょう。これはなくなるそうですから、20万円という基本額だけになるんですね。ですから、これを20万円にすると、山村さんが言う、いわゆる高清水…、いや、一迫町が15万円が20万円になる。それからどこだ、（「志波姫町ですの声）志波姫町が15万円が20万円、この二つが5万円ずつ上がるということなんだね。その辺で今、質問があるんですが、これ15万円に下げた場合はどうなるのかな。例えば、これ全く低い額で抑えられるということだね。

では、これも継続にしますか。（「はい」の声）なかなか決まりませんので。

それでは、この基本額についてはこの……、（「質問、質問」の声）はい、何かその前に、はい、ご意見あればをお願いします。

はい、どうぞ。はい、高橋委員。

○高橋光治委員 金成町の高橋です。

この欄に「合併浄化槽の分担金」というものがあるんですが、私ちょっと理解できないんでちょっと教えてほしいんです。栗駒町と一迫町に浄化槽関係の分担金というのがありますよね、この合併浄化槽に。これらはどういう理解をしていけばいいのか、ちょっと教えていただきたいんです。それも15万円となっているものですから。あと、栗駒町さん。

○議長 はい、どうぞ。その内容分かる人、説明してください。これは共同でやるんでしょう、個人でなく。

○三浦上下水道部会長 合併浄化槽の関係でございますが、資料の4ページをちょっとお開き願いたいんですが……、失礼しました、4ページではございません、2ページです。

この中で、栗駒町、一迫町におきまして分担金を徴収すると、さらには鶯沢町におきましては分担金並びに電気に対しても補助金を出すというようなことで、現在事業が行われております。この分担金制度は公共下水、農業集落排水事業と全く同じ考え方をしています。といいますのは、この2番と……、栗駒町の浄化槽の市町村整備事業、それから一迫町の浄化槽市町村整備事業と鶯沢町のこの個別の排水処理ですが、これは町が事業主体で浄化槽を設置いたします。町が事業主体で浄化槽を設置いたしまして、設置に伴いまして分担金をいただきまして、それを使用料を町がいただくという、全く農業集落排水事業並びに公共下水道事業と同じ方式で事業を行っております。

○議長 はい、いいですか。（「はい」の声）はい。

○高橋光治委員 農業集落排水と同じだということになれば、一迫町さんはその農業集落排水から合併浄化槽から、全部15万円にしているんじゃないかと私は思うんです。我が町におきまして、我が町の集落排水、10万円の分担金があり、そして今度この流域下水20万円に決めるときは大変苦労したんです。当局提案は35万円ですから。何で20万円下げるかということで、議論を1日やりました。この辺は、一つの事を見ただけではなくて全体を見なければ私、分からないんじゃないかなと思うんですが、この辺の流れがあれば、我が町も農業集落排水に合わせて10万円に下げなきゃいけないという議論になっていくような気がしてならないのね。我が町は、それは流域下水に上げていくという議論をしているんですよ、20万円に。この辺を、やっぱり整合性をもって、もう少し後ろの

方まで見ていただくといいんでないかと私は思っているんですが、会長、この辺は目に入らないよう
だべか。

○議長 はい、そのご意見わかりました。なかなか今、高橋委員のおっしゃるようなことにはならない
と思いますが、まず、今の現行の各町村の分担金の額は、これね、今から変えるということではでき
得ないはずですから、これはそのまま、各町村の負担金はそのままにして、しならばそれを合併した
場合はどの線に設けるかということで今論議しているんですから、このことについては山村委員等か
らも出ておりますので、これは継続審議にして、引き上がる町村もあるようでございますから、これ
らをいかにするかということで再度これらは継続審議にして、次回までにこれらを結論を得て、再提
案していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長 よろしゅうございますか。(「はい」の声)はい、どうぞ。石川委員。

○石川正運委員 築館町の石川でございます。

本日の22号、23号ね。皆、継続審議になる訳でありますけれども、今、議長、会長が言いました
から理解はできますけれども、やはり提案してくる以上、もう少しこういう質疑が出るのが当然であり
ますので、その辺きっちりした説明をできるような体制の中で提案をしてもらわないと、これからだん
だんこういう問題が、大事な問題が重なってくるときに、いつまでも継続継続でいったら本当に時間が
ない、時間がないのですからきっちり説明のできるような提案の仕方をしてほしいなど。要望しておき
ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 はい、全くその通りでございます。会長としても反省をいたしておりますが、なかなか取り
まとめるには、そのような方策を講じなければまとまりませんので、ひとつご了承下さい。

それでは、協議23号の下水道事業についても継続審議をいたしまして、次回の委員会に再度提案を
して審議をするということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 はい、そのように取扱いさせていただきます。

それでは、本日の協議事項については終わりました。

6. 提案事項

○議長 これから、提案事項について提案をさせていただきます。

本日の提案事項は、協議第24号 町名、字名の取扱いについて、協議第25号 学校教育事業につい
て、協議第26号 障害者福祉事業について、協議第27号 新市建設計画(第3章 建設の基本方針に
ついて)、以下四つの協議議題を提案いたします。

これらは、次回の委員会でもって協議をすることになります。

一括協議議題にいたしまして、24号から順次27号まで、事務当局から説明をいたさせます。よろ
しゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 はい、そのように取扱いをさせていただきます。

それでは、説明して下さい。

協議第24号 町名、字名の取扱いについて

〇濁沼事務局次長 それでは、協議第24号 町名、字名の取扱いについて説明をさせていただきます。

協議第24号

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

1、町名については、〇〇市△△（旧町村名）とする。ただし、町・村の表記は除くものとする。

二つ目としまして、字名については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。という内容であります。

それでは、1ページをお開きいただきます。

1ページは、総務専門部会、行政分科会で意見調整されました内容と、その参考事項であります。

1ページ、2ページの参考事項内容の字の名称ですが、各町村名の次に続く字名を表示したものであります。大字、小字合わせますと、郡内10カ町村では2,920の字名があります。字名の一番多い町村が栗駒町の818、次いで一迫町の544、築館町の285であります。以下、志波姫町が269、金成町246、高清水町232、若柳町149、瀬峰町146、鶯沢町131、花山村100となっております。一番少ない花山村では100となっております。

それでは、2ページの下段の参考事項をご覧いただきたいと思います。

郡内10カ町村におきまして、同じ字名表示となっております字名は11字あります。

例をとってご説明いたしますと「字赤坂」は築館町と高清水町にあります。また「芋塚」は築館町・栗駒町の2町に存在いたします。「字中田」については、築館町・一迫町・高清水町の3町に存在いたします。以下、同様であります。

3ページをお開き下さい。

3ページの参考資料は、新市に移行した場合の各町村の字名表示を参考掲載したものであります。

「栗原郡築館町青野」、これは新市になりますと「〇〇市築館青野」になります。「栗原郡一迫町字青木」は「〇〇市一迫字青木」になります。「栗原郡花山村字草木沢」は「〇〇市花山字草木沢」となります。以下、同様にご覧をいただきたいと思います。

行政分科会・総務部会におきましては、町村合併を契機に「字〇〇」の「字」を削除することや、字名を短縮、見直しすることなどが検討されました。しかし、検討結果といたしましては、合併時までの限られた1年4カ月の期限内では、地方自治法第260条に基づく字変更関連事務は、地域住民の十分なコンセンサスを必要とすることから難しいものと判断をいたしました。特に、住所表示に使われてきました従来の名称は、地域住民に長年慣用されておりました親しまれてきたものであり、地域の歴史や伝統文化等に由来するものが多いことから、合併後の新市においてプロジェクトチーム等を作り、十分に時間をかけて住民意向総意の中での見直しが最良と結論付けられました。このため、字名については現行のまま新市に引き継ぎ、見直し変更については新市において速やかに調整するものとした理由であ

ります。

以上で説明を終わります。

協議第25号 学校教育事業について

○議長 はい、それでは次に協議第25号について説明してください。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第25号 学校教育事業についてご説明をいたします。

協議第25号

学校教育事業について

学校教育事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整内容であります。

一つ目としまして、通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。

二つ目としまして、スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。

三つ目としまして、奨学資金については、若柳町の例により、合併時までに調整する。

四つ目としまして、就学援助については、現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。

五つ目としまして、就園奨励費補助については、築館町の例により、合併時までに調整する。

六つ目として、幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

七つ目として、幼稚園の授業料については、栗駒町の例により、速やかに新市において調整するものとする。

八つ目であります。預かり保育の実施については、栗駒町の例により、合併時までに調整する。

九つ目として、預かり保育料については、一迫町の例により、合併時までに調整する。

十番目といたしまして、給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。

11といたしまして、給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するという内容であります。

それでは、1ページをお開きいただきます。

1ページの①は、通学費助成であります。

就学児童に対する通学費助成を行っている町村は、栗原町・一迫町・志波姫町・花山村の4町村になります。中学生に対する通学費助成を行っている町村は、栗駒町ほか5町村になります。通学費助成については、スクールバスを運行しているところは助成しないなど、スクールバスとの関連が強いものとなっております。

②は、スクールバスの運行状況であります。築館町を除く9町村で運行されております。しかし、

その運行形態ですが、栗駒町を除く8町村では町村管理のバス等を利用しております。栗駒町は、町管理のバスに加え、一部宮交栗原バス委託や路線バスを利用した運行形態となっております。また、高清水町については、福祉バスを利用した運行形態となっております。通学費助成やスクールバスの運行につきましては、地域事情もさることながら、各町村の小・中学校統合時の統合条件であったことなどがあるようであります。

③は、奨学資金であります。

現在、若柳町ほか4町村でしか実施されておられません、昨今の景気の動向等もあり、今後ますます需要が多くなることが予想されます。このことから、一番条件の良い若柳町の基準で調整をいたしました。

2ページの④の就学援助につきましては、10町村全てが国の基準どおりに実施をいたしております。

⑤は、就園奨励費補助ですが、現在公立幼稚園については、築館町・若柳町・志波姫町の3町が、私立幼稚園につきましては、築館町・若柳町2町が国の制度にのっかって補助実施しております。

3ページをお開きいただきます。

3ページの⑥は、幼稚園の運営状況であります。

4ページをお開きいただきます。

4ページの中段の保育年数と入園資格ですが、志波姫町と花山村のみが3歳児からの3年保育となっております。築館町・若柳町・金成町につきましては、5歳児のみの1年保育となっております。保育年数のばらつき理由といたしましては、築館町・若柳町の2町が「私立幼稚園との兼ね合い」、花山村のような保育所のないことなどが挙げられます。

幼稚園授業料につきましては、郡内で一番高い町が築館町の4,000円、一番低い町が花山村の月2,000円となっております。新市においては、栗駒町ほか6町での金額、月3,500円での調整といたしました。調整金額より低い花山村につきましては、段階的に引き上げ調整することといたしました。

下段の⑦は、預かり保育の状況であります。

高清水町・瀬峰町を除く8町村で事業実施しておりますが、新市においては不公平感をなくすため、栗駒町の例により調整実施することといたしました。また、保育料につきましては、一番金額の低い一迫町の3,000円に金額調整いたしました。

5ページをお開きいただきます。

5ページの⑧は、給食調理場施設であります。

学校給食は、花山小学校、花山中学校及び栗駒中学校を除く全ての小・中学校で実施をしております。栗駒町は学校ごとの単独調理場方式を採用し、若柳町・一迫町・鶯沢町の3町は、町単独でのセンター方式を採用しております。築館町・高清水町・瀬峰町・金成町・志波姫町の5町は、栗原南部学校給食センターを利用したセンター方式を採用しております。

6ページの⑨は、給食費の単価を表したものですが、学校給食の実施方法や配食数、給食メニュー等の違いにより、配食単価が違うものとなっております。

下段は給食に係る学校給食法関係条項の抜粋条項であります。ご覧をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 協議第25号 学校教育事業。このことについては、恐らく相当の議論があるのかなというふうにも、こう思います。そういうことで、これはまた次回で行う訳でございますが、ひとつ皆さん、これらについては十二分に検討して次回に臨んでいただきたいというふうに、こう思う次第でございます。

協議第26号 障害者福祉事業について

○議長 それでは、協議第26号 障害者福祉事業についての説明をいたさせます。

○千葉事務局次長 それでは、協議第26号 障害者福祉事業についてご説明申し上げます。

協議第26号

障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整案といたしまして、一つ目といたしまして、障害者計画については「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成17年度に策定する。

二つ目といたしまして、「更生医療給付事務」「重度障害者・児、日常生活用具給付等事業」「身体障害者・児、補装具給付事業」「障害者支援費」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

三つ目といたしまして、身体障害者相談員事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

四つ目でございます。在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については、築館町の例により合併時までに調整する。

五つ目でございます。「精神障害者居宅介護等支援事業」「精神障害者短期入所事業」「精神障害者地域生活援助事業」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするという調整案でございます。

資料の方、ちょっと細かくて見づらいでございますけれども、1ページ目をお開き願いたいと思います。

部会・分科会の調整案と、それから参考事項でございます。

まず、1番目の障害者計画でございます。

障害者計画につきましては、栗原郡の「くりはら障害者プラン」が既にごございますので、その計画を新市の障害者計画としたいというものでございます。なお、このプランにつきましては、平成11年度から17年度の計画でございます。17年度に見直し、策定という考えでございます。

それから、2-(1)から2-(4)まで、更生医療給付事務、それから重度障害者・児、日常生活用具給付等事業、それから身体障害者・児、補装具給付事業、それから障害者支援費でございます。これは各町村の現況を載せてございます。ちょっと細かくて見づらいでございますけれども、対象その他、全て各町村差異がございません。それで、国の制度により実施してございます。各町村差がございませんので、この

まま新市に引き継ぐという調整案でございます。

それから、3番目の身体障害者相談員事業でございます。この事業につきましては、県からの権限委譲による町村事務でございます。これにつきましても、各町村同じ要綱を持ちまして実施してまいります。このまま新市に引き継ぐという調整案でございます。なお、相談員の人数につきましては、障害者の人数によりまして県から割り当てられておりますので、各町村現行どおり配置するという方向で調整案として考えてございます。

それから、4番目の在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成でございます。この事業につきましては、未実施町村も多いんですが、県単事業ということもございまして、新市においては県の補助基準どおりに全域で実施したいというものでございます。内容につきましては、築館町の例により実施したいという調整案でございます。

続きまして、2ページの方に移りまして、5-(1)精神障害者居宅介護等支援等は、介護等支援事業でございます。ホームヘルプの事業でございます。それから、5-(2)精神障害者短期入所事業、ショートステイでございます。それから、5-(3)精神障害者地域生活援助事業、グループホームでございます。このことにつきましても対象、それからその他内容、国の基準どおり、各町村で実施してまいります。これも引き続き新市で実施していきたいというものでございます。

なお、下段には参考法令といたしまして身体障害者福祉法、それから児童福祉法、知的障害者福祉法等、参考法令を載せてございます。かなり細かいんですが、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長 はい。協議第26号 障害者福祉事業についての説明を終わります。

協議第27号 新市建設計画（第3章 建設の基本方針）について

○議長 続いて、協議第27号 新市建設計画（第3章 建設の基本方針）についての説明をいただきます。

○二階堂事務局次長 それでは、協議第27号 新市建設計画（第3章 建設の基本方針）についての提案を説明いたします。

協議第27号

新市建設計画（第3章 建設の基本方針）について

新市建設計画（第3章 建設の基本方針）について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

1枚めくっていただきまして、第3章 新市建設基本方針。

黒枠、黒い中に「1」とありますが、「将来像と基本理念」と。次の2行に記載してございますが、「新市将来構想や住民ワークショップ、まちづくり住民意向調査の結果を踏まえて」ということで、これらを踏まえて検討をこれまで行って参りました。きょう、皆様方にあとでご説明をいたしますが、住民ワークショップでまとめ上げられた提言書、さらにはまちづくり住民意向調査の報告書、これは本日ご配付しておる所でございますが、これらを踏まえて検討してきて、今日の提案ということ。なお、さらには、資料の最後の方になりますが、27ページ以降28ページからですが、参考資料といた

しまして、まちづくり検討委員会での意見等も付してございます。

それでは、19ページというところからご説明をしたいと思います。

まず、箱で囲っております将来像。これにつきましては、「交流と発展 夢あふれる くりはら」と。「3つのCで活性化 一人ひとりの力が地域がつくる」として「コミュニケーション・コミュニティ・チャレンジ」。これにつきましては、将来構想の将来像と同じ文言でございます。なお、まちづくり検討委員会等でもお話が出ましたが、ここで「夢あふれる くりはら」という、「くりはら」という字句、文字を使っている訳ですけれども、この「くりはら」という表現につきましては、新市の名称が決まった時点で修正をしていきたいということで、ひとつご了承をお願いしたいと思います。

この箱の下の方に、コミュニケーション・コミュニティ・チャレンジ等ございますが、将来構想の際には、この部分の説明を箇条書きにしておりましたが分かりやすく、今回は分かりやすく文章表現にしております。さらには、「コミュニケーション…」ということで「対話・相互理解・連携・交流」、こういった日本語でもっての表現も、説明も加えてございます。

まず、コミュニケーションでございますが、下の2行目でございます。「また、新市の持つ魅力を首都圏など、広く内外に情報発信し、それらの人々と交流をしながら、それぞれの良さを高めていきます」と、この部分については将来構想ではありませんでしたが、交流ということから追加をした表現でございます。

次のコミュニティ、これは地域文化・住民自治ということでの説明でございます。

三つ目のチャレンジ、ここは行政改革・住民協働ということで、その将来まちづくりをするに当たりまして住民の方々、行政がこのような気持ちでまちづくりをしていこうという三つのCを表したものでございます。

ページをめくっていただきまして、20ページが基本理念でございます。

一つ目が、「いつまでも住み続けたい快適で魅力のある定住都市」。この表現につきましては、推進協議会と同じです。

2番目の「地域内拠点を整備し、大都市圏との往来も便利な交流都市」、これも同じでございます。

三つ目が「自然環境に恵まれ、宮城県北部の中核をなす田園都市」と、この文言は同じですが、下の説明の部分に入りまして、将来構想の際は1行目の後半、「自然環境の保全」から入っておりましたけれども、これまでもグローバル、もっと広い見方をしてといった意見がございましたので、ここは「東北の地理的中心地であり、かつ自然豊かな地域特性を活かした」という部分が将来構想に加えられた、将来構想で作成した文章に加えた所でございます。

次に、21ページが新市建設の基本方針でございます。

ここは、将来構想と同じように5分野にわたりまして、基本理念・基本方針を定めてございます。将来構想の際、それぞれ分野があった訳ですが、分野ごとにその後方針を記載しました。

(1)の自然環境・定住環境分野につきましては、「豊かな自然環境に抱かれた定住のまち」。

(2)の生活支援分野につきましては、「健康でいきいき、ほのぼのとしたまち」。

(3)教育・文化分野では、「地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち」。

(4)地域産業振興分野につきましては、「みんなが生き活きと働く元気なまち」。

五つ目が行政サービス・住民参画分野ですが、「住民と行政の協働のまち」、このようなそれぞれの

方針を提案するものです。

以下、分野ごとにその後文章で、その内容を示してございます。

(1)の自然環境・定住環境分野でございますが、ここも将来構想とほぼ同じでございます。ちょっと内容を説明いたしますが、1行目の終わりからですけれども、この豊かな自然環境のもと、より快適な住環境の基盤整備により、災害にも強いまちづくりを進めていきたいというものです。

次、地域内道路の整備云々とありますが、この3行につきましては将来構想では入ってございませんでしたが、定住という観点から整備を行いまして、「市民生活の利便性を向上させていく」といった表現を追加してございます。

それ以降、また新エネルギーなり、循環型社会の構築を図っていくということにつきましては、将来構想と同じでございます。

次が22ページ。その方針を体系的に示すと、このような考え方になるということで、主な施策目標の体系ということ。ここは大項目・中項目・小項目というような作りをさせていただきました。まず、例を申し上げますと「住みたいと思う生活環境づくり」これが大項目です。そこから枝分かれをいたしまして、中項目として「安全快適な住環境の形成」といいます。そして、そこからさらに枝分かれをいたしまして、小項目で「居住環境の整備」「防犯・防災体制の強化」「歩行者・自転車のための道路空間形成」、このような大・中・小というような体系で示してございます。なお、この次が4章に入りまして、具体的な事業名が出てくる訳ですけれども、この小項目の部分に属する事業名が4章の方で出てくるという作りになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

同じように、交通の利便性なり、自然に対する負荷云々、このような大きい大項目からそれぞれ中項目・小項目と分かれて体系を構成してございます。

23ページに入りますが、(2)の生活支援分野でございます。

ここは、少子高齢化に対してのまちづくり、さらには地域医療体制の充実、3段目は子どもから高齢者までがいきいきとした、活気のあるまちを目指しますという目標でございます。

同じように体系につきましては、同じような作りになっておりますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

次、24ページが、教育・文化振興分野でございます。

ここも上段が、生涯学習のまちづくりを進めたいと。さらには、学校教育なり地域学習の推進ということ謳ってございます。

次に、「また、男女が平等に」という所ですが、ここは将来構想では入ってございませんでしたが、男女共同参画の環境づくりといったことで、この部分は追加をしてございます。

そして、ここからの最後の段につきましては、地域の文化活動の推進ということで、ここは将来構想と同じでございます。

以下、体系、同じように三つの大項目からそれぞれ枝分かれをしてございます。

25ページが、地域産業振興分野でございます。

同じように文章でもって第1次・第2次・第3次産業の各産業の連携・融合なり、大学等の研究機関との交流により、活気あるまちづくりを進めたいとするものでございます。

2段目が「農業においては」ということで、農村と都市の交流を目指していきたいと。

最後の段、「また」からは、雇用の場を確保するための新産業の創出なり産業の誘致を進めていきたいと。また、地域商業の活性化など、商業地形成の促進も図っていききたいといった内容です。

以下、同じような体系を記載してございます。

26ページが、行政サービス・住民参画分野でございます。

ここは、住民の行政への参加から協働、協働し合いともに働く、協働し合っともにもまちづくりを進めていくといったことで表してございます。行政とのパートナーシップを図ることによって、より良いまちづくりを進めていききたいというものです。この「また」からの段落につきましては、将来構想にはございませんでしたが、新しく新市の行政の姿といたしまして、このようなことも目指していくということで、行政組織の再編と効率化、職員の人材育成と専門職化、高度な行政サービスを目指す、このような姿を記載してございます。

以下、大きな三つの体系で、それぞれ枝分かれをしてございます。

次、27ページが、新市の将来都市構造でございます。

ここは、新市の構造といたしまして、総合的な計画的まちづくりを推進する中で、一つは平地エリア、さらには中山間地エリア、山村エリアと、大きく三つの考え方をもって都市構造をイメージしてございます。

まず、平地エリアでございますが、ここは工業・流通等、産業の集積誘導を図るとともに、商業の中核機能なり、公共公益的施設の中核機能の立地、こういったものを図っていくということです。さらには農業にも、平地でございまして、農業に対する配慮といたしまして、環境保全型の農業も進めていくという構造でございます。

次、中山間地エリアですが、いわゆる山村と平地の間といったことから「中山間地エリア」という表現をしてございます。新市で最も農業が盛んな地域という、いわゆる水稲と畜産、こういった粗生産額を合わせますと、中山間地エリアの枠が非常に大きくなります。そういったことから、「最も盛んなところ」といった表現をさせていただきましたが、これは環境保全を図りながら、生産基盤の整備促進を図っていききたいというものです。さらには、アクセスの改善なり定住環境の整備、これらを進めるとともに地域内連携の強化を図って、真に栗原地域らしい豊かでゆとりのある快適な住環境の整備を進めるというものです。定住ということから、こういった構造にしていきたいというものでございます。

次、山村エリアですが、自然環境の保全を図ると共に、自然資源を活かした観光ルートをまず整備していきたいと。さらには広域的な観光産業の推進も行いたいというものです。さらには、近年のライフスタイルの中に新たな「住環境の場」「癒しの空間」、こういったものへの定住のためのその環境整備も促進をしていくといった構造にしたいというものです。

下の模式図はあえて、あえてですね、山村エリア・中山間地エリア・平地エリアを丸でくりまして、このような地域内の連携があるといったことから、このような模式図で表させていただいてございます。

最後に、住民ワークショップの提言書とまちづくり住民意向調査の報告書について、簡単にご説明をしたいと思います。

まず、住民ワークショップの提言書をご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

住民ワークショップでは、まず委員さん方が考えます「栗原地域の生かしたいところ・守りたいところ」、こういったものについて、まず話し合いが持たれました。それをまとめたのが、この2ページ、3ページでございます。

そして、4ページが「私たちが考える栗原地域の主要な課題」ということでいろいろな議論をいただきまして、分野ごとにまとめた課題が4ページ、5ページと続いています。

これらを踏まえて9ページですが、「第2章 栗原地域の将来像について」ということで、ワークショップでまとめられたものでございます。2の1といたしまして「栗原地域全体の将来像」、これらについてですけれども、栗原地域の資源や課題を踏まえて将来像を描いたというものでございます。

10ページからは、それぞれ分野ごとの将来像についてまとめていただいたものでございます。

さらに13ページからは、この将来像、前章で、前の章で掲げました将来像に対する取り組みについての提言でございます。分野ごとにそれぞれまとめておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

これらを踏まえて、第3章なり今後の第4章が作られていくということになってございます。

次が、まちづくり住民意向調査の報告書でございますが、これは前回……、前々回ですか、速報という形で単純集計結果はお知らせをしておいた訳ですが、今回は最終の報告書ということで提出をさせていただきます。

2ページ目からご説明をいたしますが、2ページ目は回答者の属性ということで、性別なり年齢構成。次のページにいきまして居住地、4ページに参りまして職業ということで、基本的な統計のまとめということになっております。

5ページでございますが、調査結果として、ここは問6のところ、下にございます19の項目にわたります、住民の方々の満足度なり重要度というものを聞いたものでございます。その集計が、5ページが満足度、次の6ページが重要度ということになってございます。

ちょっとくどくなりますが、7ページ。これらの重要度・満足度を分析をしたものでございます。中段に施策タイプ1からタイプ2・タイプ3・タイプ4というふうにあります、この満足度・重要度を数値化いたしまして、相関図にまとめたのがこの図でございます。この中で施策タイプ1、上にありますけれども「満足度が低く重要度が高い者」、これはやはり今後施策の中で検討、取り入れる、そういったものを検討していく事項であるというふうな見方になるというものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

単純に数字でしますと、3番と7番がタイプ1にあったわけですが、ここに「BSAによる補正」ということでありますが、この部分につきましては施策タイプ2で「満足度は高いけれども重要度も高い」と、そういった者も十分に欲求が満たされていない場合があるのではないかなというふうなことで、補正をするという考え方です。そうしますと、タイプ2からタイプ1の方に移動するのが、この丸のついた数字、この部分ということです。これをわかりやすくまとめた表が一番下にございます。単純集計では3番の「下水道の整備」と17番の「商工の振興」しかございませんでしたが、補正によりまして4番から18番まで、7項目が今後施策として検討をしていかなければならない項目だというふうなアンケートの結果から分かったというものでございます。

以下、9ページからは、定住の意向についての集計でございまして、なお最初の方にはその集計の特徴を二、三行でまとめてございます。

11ページからは、新市の将来像についての集計の分析ということで、それぞれ分野ごとに集計なり二、三行での特徴をまとめておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長　ただいま、次回に審議していただきます協議第24号から27号、そして新市建設計画基本方針策定に係わるところの住民ワークショップ提言書、それからまちづくり住民意向調査の報告書、概略について説明いたしました。

この内容について、きょう幾らか討議しますか。それとも、次回に持ち越しまして最初から審議をすということでもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長　よろしゅうございますか。では次回……、(「はい」の声)

はい、高橋委員。

○高橋光治委員　説明への質問がありますので、よろしいでしょうか。説明したことに対して質問がありますのでよろしいでしょうか。高橋です。

○議長　質問も次回に持ち越したいと思いますが、いかがでしょうかね。何か急に……。

○高橋光治委員　聞きたいことです。

○議長　はいはい、どうぞ。はい、ひとつ。

○高橋光治委員　協議24号の町名、字名の取扱いについてなんですが、その説明の中で、この字の削除については「1年4カ月という期限しかない中で、260条による字の変更は、住民との調整が困難と判断した」と、こういう説明がされました。よって、字名については新市において調整の考えというのが提案の内容だと思います。確かに、260条の関係につきましては、この字名その他を変えするためには宮城県の許可を得なければならないというのが260条1項・2項だというふうに思うんですが、なぜこれをするのかというのが一つの疑問です。

それは、宮城県には「事務処理の特例に関する条例」、これがあるというふうに思うんですが、それは承知の上でということでもよろしいのでしょうか。この事務処理の特例というものは、もっと簡単にこうできるように私は思うんですが、この点についてお伺いをいたします。

○議長　はい。手続き問題はそれでいいと思いますが、結果的には……、はい、それじゃ私よりも、はい、説明代わり。

○濁沼事務局次長　今のご質問のとおり、平成14年の4月から町・字名の変更に関する事務は市町村に権限移譲になっております。県との事前協議及び届け出は不要となっております。

○議長　それは承知しているんだそうです。はい。

○高橋光治委員　そうしますと、今度議論をさせていただきますけれども、先の先進地視察、一昨日きのうですから大変新しい視察なんですが、さぬき市の方に行ってきたときも、説明されている職員の方々が「5町の取りまとめをしなかったことが心残りだ」というようなことを言っている格好で、きのう先進地視察してきたばかりなんです。それで、最終的には5町の各町にお任せをしたと、それがさぬき市になって市と町から全部抜けて、すぐ字名からポンといった町と、つけたところがあると。その視察をした中で、こういうふうに決めて、時間がないからできないのだという捉え方ではなくて、各町のそういう特徴があるところにぜひ議論を任せるといふ、そういう時間的な余裕ぐらいは

あるような気がするんですが、その点をどういうふうにか考えたかが私わからないので、お尋ねをします。

なぜかと言うと、よく皆さんに何でこんなことを話すかって怒られてからひどいんで、お話をさせてください。

金成町は、「21世紀のまちづくりに向かった将来像の提言」ということで、その中でこの住所の簡素化を図ることが提言されています、町長の方に。これに対しては、今後合併などが予想されるので、その中で住所の簡素化をやっていったらいいんじゃないかと。俗にいう大字ですね、字名。

ですから、そういう中で捉えていくなれば、今度の提案はただ金成がついて、何々市からですから常に書くときは2文字、3文字多くなるだけなんですよね。金成というのを付けなければならぬから、逆に。町があるから当たり前だと思うかもしれませんが、自治体は今までは「金成町」ですから、「栗原郡」なんか書かなくて良かったんですよ。「金成町」からでいいんです。今度は「栗原市」から書かなきゃならない。それにまた金成つけるんですから、長くなる。皆さん、住所皆長くなるんですよ、きょうの提案は。この点をぜひ持ち帰って、検討してほしいということと、私の勉強によると宮城県条例54号、平成11年の12月21日に事務処理の特例に関する条例で、これは市町村でできるというふうに理解するんですが、その点だけはよろしいのですか。これを確認させてください。

○議長 はい、事務局。

○濁沼事務局次長 一番最後のご質問から、そのとおりであります。

それから、これは町村判断によって、どうしてその町名、字名ができなかったのかという部分であります。結論から言いますと先ほど言いましたように、各町村の組織体制や現在の事務量を考えて、総務部会、行政分科会では、10町村揃い踏みの見直しの中では難しいという結論に至りました。ただ、町村におきましては、住民との十分なコンセンサス等も含め、町村合併に支障を来さない範囲内での町名・字名変更が可能との判断があれば、町村独自で対応していただいて結構だということになりました。ただ、それに伴います経費が新たに発生した場合には、その町村において対応していただくということになります。ただ、くどいようですが、10カ町村揃い踏みの中ではこれは難しいという部会、それから分科会の内容であります。ただ、それを踏まえて町村独自で対応できると、そういう判断がなされれば、それはそれで問題はないだろうというふうに結論づけております。

○議長 はい、それではもう一度で、ひとつ。

○高橋光治委員 あのですね、町村の財政の持ち出しと言いますがね、栗原市だか何だか分からないけど新しい市ができるときに、住民基本台帳つくらなければならないんです。これ全部ぶっ込まなければならないんですよ、皆さん。「金成」というのを付けようが何しようが、全部ぶっ込むんですよ。そして、そのあとにまた銭かけて、「私の町のやつはその金成をとった方がいい」とか「大字をとった方がいい」というふうになれば、二重にお金がかかるじゃありませんか。そうしたならば、1回勝負にやれるのであればね、ここで私はお金をかけてもこれを必ず入力するんですから、私はそれをやっていった方がいいと。なぜ先進地ではそういうふうにして、さぬき市みたいに、志度町などは「さぬき市志度町」までさぬき市に置き換えているんですよ。皆さん、二十何人行って来たじゃありませんか。そういうのはなぜできたのかということ、ぜひ先進地視察に学ぼうではありませんか。そうすれば、後で変更ということで二重にお金がかからない。私はそう思うんですが、それを「1町

村だからお金はあなたの持ち出しですよ」と。どこで持ち出そうが、合併してしまったら同じじゃありませんか。経費のかからない方法で効率のいい、そして新市に合うような名前とか、住所表示にすべきだというふうに私は思うんですが、次の機会に議論させていただきます。

○議長 はい、わかりました。

7. その他

○議長 それでは、きょうの協議会、以上で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）はいはい、ちょっとお待ちください。はい、武田さん。

○武田正道委員 その他です。事務局さんにです。

報告事項が、第15号の「新市の名称検討委員会の設置について」で終わっているんですけども、その後小委員会がいろいろ立ち上がっておりましたが、その報告は提案されておられませんですけども、事務的には問題ないのでしょうか。これは一応、要望です。

あとそれから、要望は、各提案した場合に、提案の本文と資料は必ずついて来るんですけども、これに提案理由も文書でつけるというのは大変なことでしょうか。いつも口頭での説明で、資料の説明ほとんどで、この提案理由については口頭でなっているんですけども、これに文書で提案理由をちょっとつけるということは、事務的には大変なことでしょうか。要望です。

○議長 はい、今のことについて。小委員会今までやっている、その経過を説明してほしいというんだけれども、どうなんですか。

○鈴木事務局長 まず、武田委員さんからの小委員会の状況ということでございますが……（「内容じゃなくて。はい。」の声）

○武田正道委員 小委員会とかできると、次の協議会で「報告第何号」という報告が出されますよね。その報告が、新市の名称の小委員会の報告、第15号でしたかな、これで止まっているんです。その後例えば、新市の位置の小委員会が出たのは報告第何号というふうにしなくても、これは事務的には問題ないのでしょうかというお尋ねと、それからあと、提案に理由を文書でちょっとつけることは難しいかということです。

○鈴木事務局長 まず、小委員会での関係でのその報告の話でございますが、これまで3回ほど、それぞれその小委員会を行ったところでございますが、まだ委員長等々では協議会に報告する段階ではないということでございます。

それから、新市の名称の部分については、今その他ですから、皆様方に一番最終の集計結果表をお渡ししてございます。こういう、応募件数が総数で1,763件ということで、これに基づきまして今後……。 （「ちょっと」の声）

○議長 何か、はい。

○武田正道委員 そう、面倒なことじゃないんです。

「報告第15号 新市の名称委員会の設置について」というチラシをいただきました。その次、「議会議員の定数及び任期検討小委員会の設置について」というのはいただきました。これには「報告第何号」という番号が振ってありません。それから、そのほかにも小委員会できましたけれども、報告第何

号という番号が振ってありません。これは別に問題はないんでしょうかということだけです。

○鈴木事務局長 その辺については、その協議会の段階で設置、そして口頭で委員さんまでその席でご指名してご了解を得たということで認識しておりまして、その翌の協議会で改めてそのお知らせをしたということでご理解いただきたいと思います。

○議長 この番号は、必要ないと思いますから。別にそれがあつたと、なくともいいと思いますので。

それから、提案理由でございますが、これもまさしく提案理由というのは文書でもってつけければいいなどはと思いますが、なかなかこれも事務的にも煩雑になってまいりますし、急がなければならない問題もありますので、口頭でだけ説明ということで今まで来ましたので、今後もそのような方向で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声）

よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、次回が11月の27日、一迫町で午後2時から行われます。

何せ、今回の協議事項、二つほど持ち越ししました。上水道・下水道の問題。

それから、次に審議いたしますこの24号から27号まで、これもいろいろと今質問事項などもありまして、大変問題が数多くでるのかなと思いますので、ひとつ次回は半分時間が遅くなるということのひとつご了承賜りまして審議をしていかなければならないという からして、ひとつその辺のこともご了承賜って次回にご出席賜れば幸いと思いますので、よろしくひとつその辺もお願い申し上げてまいりたいと思います。

○阿部事務局次長 それでは、最後に2点だけ簡潔にご説明します。

先ほど、新市名称募集の応募状況、お手元にあるとおりですが、現在全てのデータ入力が終わったんですが、適正を期するため全データの読み合わせをしております。その途中で若干有効とか無効の話があるかもしれませんが、その辺については調整、調整というか対応していきたいと思います。近日中に取りまとめ完了次第、新市の名称検討小委員会の方に提出させていただき予定です。

なお、ご連絡ですが、来週11月17日、月・火ですね、17・18日、山梨県の南アルプス市の方に参加される委員さんにつきましてはご案内のとおりなんですが、くりこま高原駅の1階ロビー、正午に昼食を済ませたあとにお出でいただきたいというふうに思います。非常に厳しい日程でございますので、よろしくご協力いただきたいと思います。

7. 閉 会

○事務局 それでは閉会に当たりまして、佐々木副会長の方から、ご挨拶を頂戴したいと思います。

○佐々木幸一副会長 それでは、一言閉会のご挨拶を申し上げます。

第7回栗原地域合併協議会が湖畔に、晩秋がきれいに写っておるところを眺めながら、この花山村の会場で開催いたしました。委員の皆さん方から積極的なご意見をいただきながら、3時間20分にわたってきょうの会議をやった訳でございますけれども、前にもお話があつたと思うんですが、事務局は適切な説明をしないとうなりますよというような、前にもお話がありました。今回このような形で協議いたしました2カ件が継続審議となりました。今、会長からお話がありましたように、今回は6カ件だ

よということでございますので、長く時間がかかるかもしれないというなお話でございますけれども、かからないように事務局の方も適切な答弁をして説明をしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

これから、ますます寒くなってまいります。委員の皆さん方にもお体に気をつけてお過ごし下さいますように、そしてまた、暗くなってまいりましたので、お帰りは気をつけて帰っていただくようお願い申し上げます、閉会のご挨拶をさせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。

午後5時21分 閉会